

地域経営計画書（後期計画）

— 高根沢町地域経営計画 2006 後期 5 力年計画 —

平成 23 年 3 月

高 根 沢 町

もくじ

地域経営計画書（後期計画）の策定にあたって	2
1 はじめに	2
2 高根沢町地域経営計画 2006	3
3 地域経営計画書の総括	4
4 本町を取り巻く社会経済状況等の変化	7
5 住民意識の変化	9
I 地域経営計画書（後期計画）の構成	11
II 地域経営計画書（後期計画）における行財政改革	12
1 組織力の強化	12
2 公共施設の見直し	13
3 財政の健全化	13
4 協働しやすい環境づくり	13
III 政策・施策体系図	14
IV 分野・政策別の目標	17
表の見方	17
1 都市・生活基盤分野	19
2 保健医療・福祉分野	29
3 自然・生活環境分野	43
4 産業経済分野	47
5 教育・文化分野	57
6 地域コミュニティ分野	73

地域経営計画書（後期計画）の策定にあたって

1 はじめに

本町は平成18年3月に、平成18年度～27年度まで、10カ年の基本構想である「地域経営方針書」を策定しました。

今回策定した「地域経営計画書（後期計画）」（以下、後期計画といいます。）は、「地域経営方針書」に掲げた政策目標を実現するための、平成23年度～27年度まで、後期5カ年の具体的な行動計画書です。

後期計画は、とても大切なものですが、特別な、今までと違ったことをするというものではありません。「地域経営計画書」（平成18年度～22年度まで、前期5カ年の行動計画書）の成果を検証し、必要な時点修正を行った上で、継続して「手間、暇 かけて」を合言葉に、丁寧に、着実にまちづくりを進める計画です。

本町の目指すべき将来像である「安心して暮らせる地域社会」をつくるために、何をすべきか。そして「持続的に成長できる仕組み」をつくるために、どうすべきか。やるべきことはそれに尽きるとの認識のもとに、行政の立場から方策を考え、行政が責任をもって行うべき取組みを、後期計画に示しました。

町民の皆さんにお願いがあります。

後期計画を策定したこの時点において、既に皆さんの、全てのご要望にお答えすることはできなかったということ、まずご理解ください。

その上で、行政が今後、後期計画を執行していく中で、ご意見やご提案があれば、随時お聞かせください。皆さんのお知恵をいただくことで、行政のサービスをより効率的・効果的に提供することができます。あるいは、皆さんのお力をお貸しいただくことで、行政主体では提供できないサービスを、提供できるようになります。その場合、行政は、黒子として、皆さんのサポートをさせていただきます。

後期計画は、こうしたまちづくり、役割分担のありようも、前期5カ年中に制定された「高根沢町まちづくり基本条例」、「高根沢町まちづくり協働推進計画」の中で、行政と町民の皆さんが、手を携えながら、対等な立場で相互を尊重し合い、時として地域経営の主体として、また時としてサポーターとして、具体的に実践していく重要な期間になると考えています。

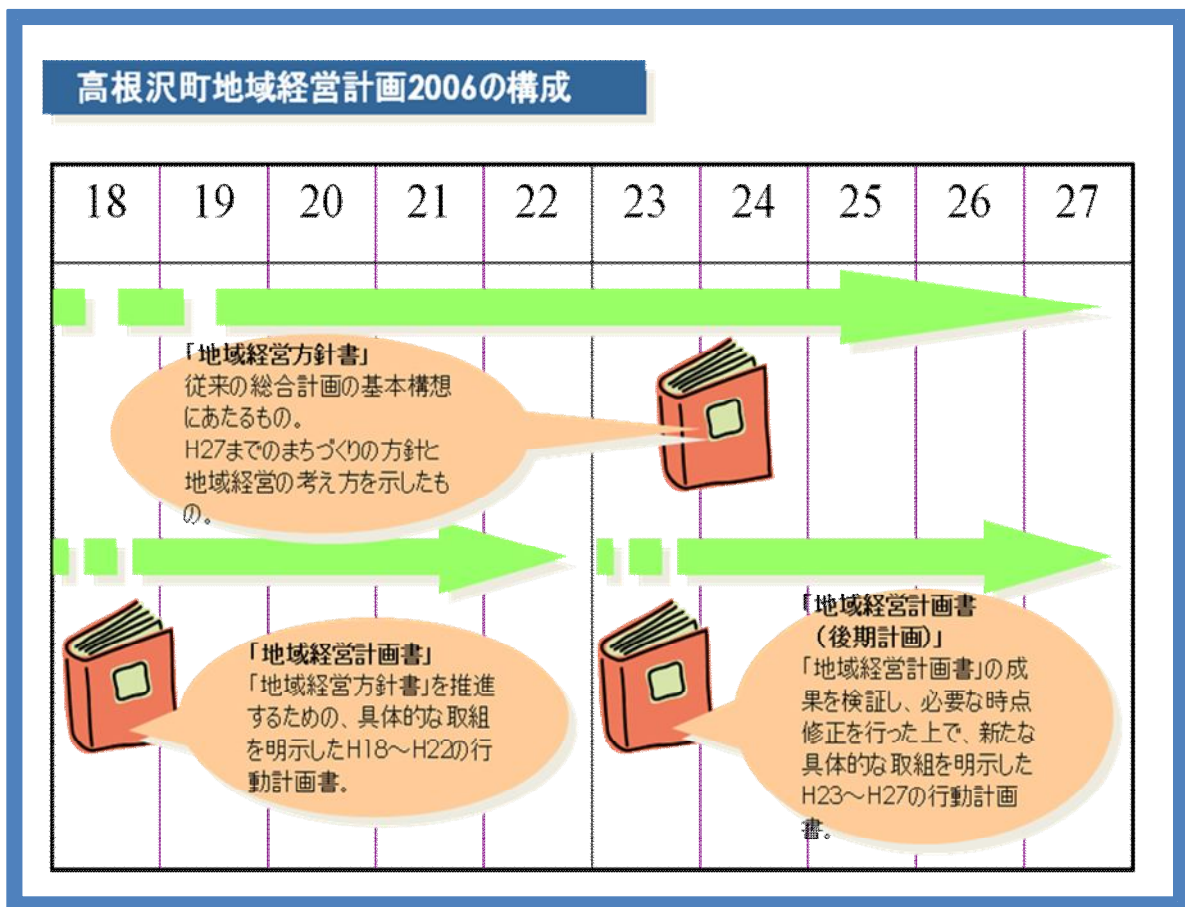
「手間、暇 かけて」に込めた想いを、今一度噛み締めるとともに、さらなる高いレベルで実践していくことを想定しながら、行政は、後期計画に基づき、「安心して暮らせる地域社会をつくる」、「持続的に成長できる仕組みをつくる」ための取組みを、不断に進めていきます。

2 高根沢町地域経営計画 2006

本町は平成 18 年 3 月に、平成 18 年度～27 年度までの 10 カ年を想定した、第 5 次振興計画（まちづくりの最も基本となる計画）を策定し、平成 18 年 4 月から計画をスタートさせました。

第 5 次振興計画は、地域経営の視点を重視し、「高根沢町地域経営計画 2006」と名付けました。

この計画は、「地域経営方針書」と「地域経営計画書」の 2 部で構成しています。



社会経済環境等の変化のスピードが速いことから、本町はこれまで、「地域経営計画書」において、前期 5 カ年（平成 18 年度～22 年度まで）の目標を設定し、政策・施策・事務事業、行財政改革の取組を進めてきたところです。

3 地域経営計画書の総括

(1) 96 施策の達成状況

指 標	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
目標値以上の成果 があった(↑) 施策	24.0% (23 施策/96)	22.9% (22 施策/96)	25.0% (24 施策/96)	33.3% (32 施策/96)	※執行中
目標値どおりの成果 があった(→) 施策	30.2% (29 施策/96)	42.7% (41 施策/96)	37.5% (36 施策/96)	25.0% (24 施策/96)	
成果が目標値までに至 らなかった(↓) 施策	31.3% (30 施策/96)	26.0% (25 施策/96)	27.1% (26 施策/96)	31.3% (30 施策/96)	
未着手だった施策	14.5% (14 施策/96)	8.4% (8 施策/96)	10.4% (10 施策/96)	10.4% (10 施策/96)	

21 年度末の達成状況をみると、58.3%の施策について、目標値以上(↑)あるいは目標値どおり(→)の成果があったという結果となりました。成果が目標値までに至らなかった(↓)31.3%の施策についても、基準値(平成 16 年度実績)との比較においては、いずれも一定の成果を上げていることから、総合的にみると、地域経営計画の達成状況は、概ね良好であったと評価しています。

41.7%の施策について、目標値までに至らなかった(↓)あるいは未着手だったという結果となりましたが、これらは、指標の設定時点からの社会経済環境の変化、また、他施策の進捗状況との兼ね合い等により、目標値の達成が困難になったもの、施策展開に軌道修正が生じたものです。結果的には未達成となりましたが、その一方で、目標値以上(↑)の成果があった施策のポイントを順調に伸ばすことができたことから、状況に応じて随時、選択と集中、再編と整理を行っていくという、柔軟な施策展開が行えたものと評価しています。

(2) 行財政改革の達成状況

指 標	目 標	実 績
職員数	202 人 (平成 22 年 4 月 1 日)	191 人 (平成 22 年 4 月 1 日)
組織機構の見直し	実施 (機構のスリム化、横断的な専門ポストの検討)	実施 (組織機構改革、部制・担当制の導入) (H18: 14 課 3 局 2 室 ⇒H22: 4 部 13 課 2 局)
指定管理者制度実施施設数	8 施設	21 施設
上下水道施設点検業務等の民間委託による人件費の縮減	実施	実施
負担金補助金及び交付金の整理	実施 (仕組みの見直し、効果の再検証)	一部実施 (規則・規程改正)

本町の職員数は、238人(平成11年度)がピークでしたが、平成17年度に9.2%減の216人、平成22年度は19.7%減の191人となり、目標値である202人を上回るなど、積極的に固定経費の縮減を進め、一定の成果を得ました。

この背景には、組織機構を見直したこと、施策の進捗状況や行政課題の変化に合わせて人員配置を精査したこと、指定管理者制度の活用をはじめとした、民間委託を積極的に進めてきたことなどが挙げられます。

(3) 重点プロジェクトの達成状況

4つの重点プロジェクトは、平成18年度～22年度において、本町が特に重点的に取り組むこととした施策や事業です。

下表に示したとおり、いずれの重点プロジェクトも、今後推進していくための土台となる仕組みの構築が終了したことから、一区切りがついたものと評価しています。

よって地域経営計画(後期計画)においては、特に重点プロジェクトの設定はせず、各分野の政策・施策、あるいは行財政改革の中で、引き続き、個々の取り組みを進めていきます。

1. 行政体質改善プロジェクト

<主な成果>

- ・職員数(H17:216人→H22:191人)
- ・指定管理者制度の積極的な活用(H22:21施設)

後期計画では?

→ P 12

2. 協働に関するプロジェクト

<主な成果>

- ・高根沢町まちづくり基本条例の制定(H20)
- ・高根沢町まちづくり協働推進計画の策定(H22)

後期計画では?

→ P 13

3. 中心市街地活性化プロジェクト

<主な成果>

- ・宝積寺駅及び駅周辺整備の完了(H20)
- ・ちよっ蔵広場のTMOたかねざわへの指定管理委託(H21)

後期計画では?

→ P 55

4. 食育・地産地消プロジェクト

<主な成果>

- ・高根沢町ハートごはん条例の制定(H19)
- ・食育地産地消推進行動計画の策定(H20)

後期計画では?

→ P 63

地域経営計画書の総括をふまえ、 引き続き、本町が取り組むべき課題

施策・事務事業

- 適切な目標設定（明確な将来像、適切な指標）
- 目標を達成するための手段としての、事務事業の徹底した精査
 - ・必要性
 - ・優先順位
 - ・資源の担保（財源、人員、情報など）
 - ・事業の担い手（町民の皆さんとの協働、民間委託など）
 - ・他施策、他事業との調整（連携、重複整理など）
- 成果の検証と、町民の皆さんへのわかりやすい説明

行財政改革

- 組織力の強化
 - ・管理職の業務マネジメント力の向上
 - ・職員一人ひとりの資質、職務意欲の向上
 - ・職員間のコミュニケーション
 - ・職員一人ひとりによる、自身の仕事の進め方、係（ライン）の仕事の進め方、課の仕事の進め方の見直し

地域経営計画書（平成18年度～22年度）の詳細な検証結果は、
下記で公表しています。

- 行政評価に関する町ホームページアドレス
<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/admana/ghyouka/hyoukatop.html>
- 広報たかねざわ 2010年9月号
<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/kouhou/index.htm>

4 本町を取り巻く社会経済環境等の変化

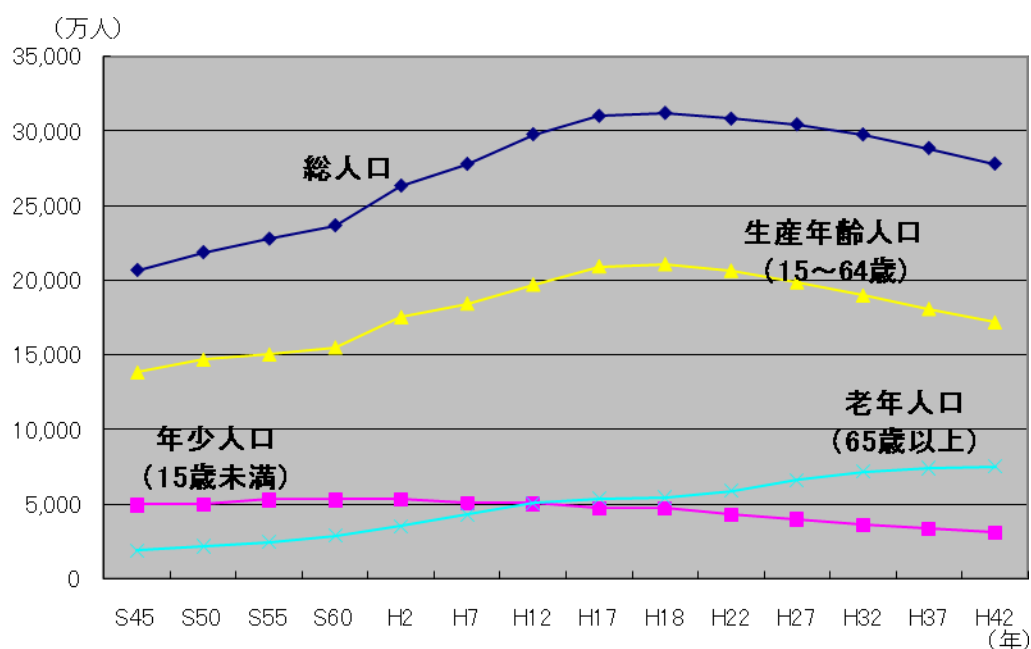
(1) 人口減少社会の到来

本町の将来人口を推計した結果、平成 27 年 (2015 年) の人口は 30,439 人で、基準日人口の▲1.24% (▲383 人) となり、平成 32 年 (2020 年) には人口 29,762 人で、基準日人口の▲3.44% (▲1,060 人) となると推計しました。

本町においては平成 19 年 (2007 年) に、初めて人口が減少に転じたところですが、現時点における人口推計によると、平成 23 年 (2011 年) 以降も、微減が続くという結果になりました。

【人口推計結果】

	H22 (基準年)	H27	H32	H37	H42
人口総計	30,822	30,439	29,762	28,849	27,805
14 歳以下	4,292	3,971	3,614	3,347	3,099
15-64 歳	20,615	19,851	18,959	18,076	17,180
65 歳以上	5,915	6,617	7,189	7,426	7,526
構成比					
14 歳以下	13.9%	13.1%	12.1%	11.6%	11.1%
15-64 歳	66.9%	65.2%	63.7%	62.7%	61.8%
65 歳以上	19.2%	21.7%	24.2%	25.7%	27.1%



また、人口の構成比が示すとおり、本町においても今後は、少子高齢化が進行するという推計結果となりました。

生産年齢人口が減少し、町税の減収が懸念されるとともに、老年人口が増加し、高齢者福祉や老人医療などに要する経費が増大することが見込まれます。

(2) 世界同時不況の影響に伴う急激な景気後退

リーマンショック（2008年9月）以降の世界同時不況に伴う、景気後退の影響を受けた厳しい社会経済状況下で、地方自治体の財政状況は、厳しさを増しています。

本町においても、町内経済は不透明感を増しており、想定を超えた町税の大幅な減収も懸念されます。また、景気の後退は、社会福祉などに要する経費を増加させる可能性があることから、本町は今、これまでに経験したことのない、厳しい財政状況の中に置かれています。

人口推計結果、財政計画の詳細は、下記で公表しています。

- 人口推計結果、財政計画に関する町ホームページアドレス
<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/admana/shinkou/index.html>

(3) 分権型社会の進展

地方分権の議論については、国と地方自治体との関係を従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係に転換させるため、地方自治体に国の事務を処理させる仕組みであった機関委任事務制度が平成12年4月に廃止されてから今日までに、地方税財政改革に取り組んだ三位一体の改革を経て、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、現在は、第二期地方分権改革の議論が進められています。

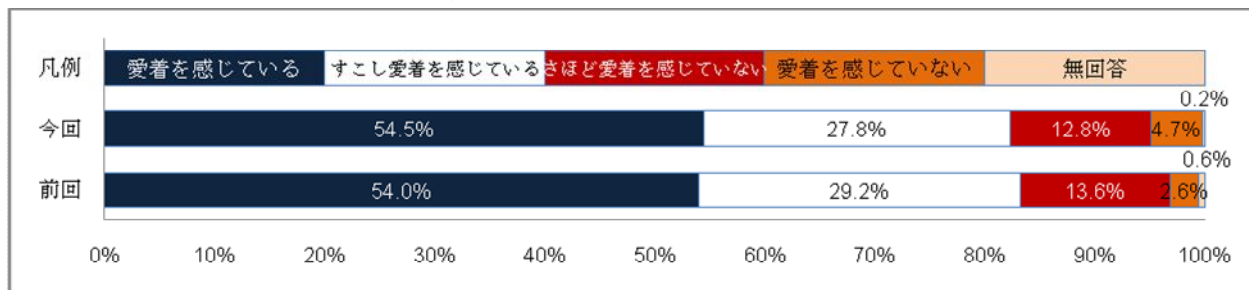
地方分権は、単なる国と地方自治体との関係の問題だけではなく、町民の皆さんの生活にも関係する大切な問題です。分権型社会が進展することに伴い、個々の自治体が画一的な方法でなく、自らの責任において、地域の実情に即した判断ができるようになるほか、国・県との調整のための時間やコストが省かれることなどが期待されます。

しかしながら地方自治体が、主体的な、柔軟な行政運営を行っていくためには、国と地方の役割分担の明確化、地方税財源の充実など、今後、より詳細な制度設計を詰めていくことが不可欠であり、地方分権の推進には、まだまだ多くの課題が残されているという状況です。

5 住民意識の変化

◆高根沢町に対する愛着度 <住民意識調査より>

(前回：平成17年2月実施、今回：平成21年10月実施)



「愛着を感じている」の割合が最も高く、8割以上の方から本町に愛着があるとの回答が得られている状況であり、前回と比較して大きな変化はありません。

◆優先度の高い項目 上位10項目 <住民意識調査より>

(下表の「優先度」とは、「優先すべき」と「やや優先すべき」の割合の合計から、「あまり優先しなくてよい」と「優先しなくてよい」の割合の合計を差し引いたもの)

前 回			今 回		
順位	優先度の高い項目	優先度	優先度の高い項目	優先度	
1位	防犯・交通安全対策の充実	76.9%	子育てしやすい環境の整備	78.6%	
2位	健全な青少年の育成	76.4%	高齢者福祉の充実	77.2%	
3位	高齢者福祉・介護支援の充実	72.5%	情緒豊かな児童生徒の育成	77.0%	
4位	汚水処理の充実	70.8%	防犯対策の推進	76.0%	
5位	学校教育・教育環境の充実	70.6%	安心・安全な農産物の生産	75.5%	
6位	防災機能の向上	63.5%	安全な教育環境の整備	74.6%	
7位	子育て支援策の充実	63.5%	疾病予防対策の推進	73.3%	
8位	障害者福祉の充実	61.2%	基礎学力の向上	72.3%	
9位	リサイクルの推進	54.6%	交通安全対策の推進	70.8%	
10位	社会保障・生活援護の充実	54.3%	障害者福祉の充実	70.2%	

優先度は、順位の変動こそあるものの、総じて「子育て」、「高齢者福祉」、「児童生徒」、「防犯」等が前回・今回ともにランクインしており、「安心・安全」に関する町民の皆さんのニーズの高さがうかがえます。

また前回ランクインしていた「汚水処理の充実」が今回はランクから外れていることから、ハード系の施策以上に、ソフト系の施策の充実が期待されていることがうかがえます。

住民意識調査結果の詳細は、下記で公表しています。

●住民意識調査に関する町ホームページアドレス

<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/admana/shinkou/index.html>

I 地域経営計画書（後期計画）の構成

地域経営方針書
(平成 18 年度～27 年度)

地域経営計画書(後期計画)
(平成 23 年度～27 年度)

■まちづくりの基本理念

1. **安心して暮らせる地域社会**をつくる
2. **持続的に成長できる仕組み**をつくる

・本町が目指すべき 2 つの将来像であり、地域経営計画書（後期計画）においても、この理念を継続して踏襲します。



■地域経営の基本方針

1. **行財政改革**による効率的な地域経営
2. 町民との**協働**による地域経営
3. **資源**を生かす地域経営

・3つの地域経営の基本方針に基づく具体的な取組を、「**地域経営計画書(後期計画)における行財政改革**」として、1つにまとめました。

■地域経営計画書(後期計画)における行財政改革

- 1 組織力の強化
- 2 公共施設の見直し
- 3 財政の健全化
- 4 協働しやすい環境づくり

P12



■分野・政策別の目標

1. 都市・生活基盤分野
2. 保健医療・福祉分野
3. 自然・生活環境分野
4. 産業経済分野
5. 教育・文化分野
6. 地域コミュニティ分野

・6分野において、21政策を達成するための**39施策**を設定し、それぞれ指標（目標）を設定しました。

P14

II 地域経営計画書（後期計画）における行財政改革

（1）住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
行財政改革による効率的な地域経営	-8.4%	30位/全36項目中	51.8%	19位/全36項目中
上下水道の経営基盤の強化	3.7%	16位/全36項目中	40.8%	27位/全36項目中
町民との協働による地域経営	-6.0%	25位/全36項目中	47.2%	23位/全36項目中
資源を生かす地域経営	-6.7%	27位/全36項目中	56.5%	16位/全36項目中

（2）行財政改革体系

施策1 組織力の強化

取組	取組目標
1-1 職員数の適正化	多様化・複雑化する行政需要に対応できる力を保持しながら、さらに簡素で効率的な執行体制を整備し、平成27年度職員数180人を実現します。
1-2 組織機構の見直し	部制をさらに効果的に機能させるため、機動的な職制を整備し、部制のメリットである部の自律を促進するとともに、組織横断的な連携を強化します。
1-3 職員の育成と活用	人材育成の観点から、本町に合った人事評価制度を構築するとともに、評価者研修などを充実させ、制度として定着させることで、職員が前向きに働くことができ、持っている能力をフルに活用できる職場環境を整備します。

指標	基準値	目標値
町職員数 (再任用職員は含まない、定員管理計画人数－教育長)	平成22年4月1日現在 191人	平成27年4月1日現在 180人
人材育成基本方針の策定	平成21年度 未策定	平成23年度 策定 (平成23年4月1日適用)

施策 2 公共施設の見直し		
取組	取組目標	
2-1 施設保有・管理の適正化	社会経済環境等の変化にともなう行政需要の変化をみながら、各施設の管理形態の適切性や効率性を検証し、それらをもとに、各施設の保有・管理のあり方を、全庁的に検討します。	
2-2 施設使用料の見直し	施設特性に応じた受益者負担割合を明確にするとともに、利用促進を阻害することのないよう、使用料を見直します。	
指標	基準値	目標値
施設保有・管理の適正化実施	平成 21 年度 未実施	平成 24 年度以降 手法の構築、随時適正化実施

施策 3 財政の健全化		
取組	取組目標	
3-1 事務事業の見直し	行政評価システムにおける、特に施策評価を活用し、施策への貢献度が低い事業や費用対効果が小さい事業については、継続して、積極的に再編・整理を実施します。	
3-2 都市計画税の見直し	既に議会から付されている「予想し得なかった現下の経済状況にあって、住民生活を圧迫する税率の引き上げについては、慎重に対処する必要がある」、「景気の回復を待って、激変緩和措置として段階的な税率引き上げを行う等、必要な措置を講ずるよう要請する。」との意見に基づき、社会経済状況を注視しながら、慎重に議論を重ねた上で、見直し方法や実施時期を再検討します。	
3-3 下水道会計の公営企業化	町民の皆さんへの情報提供を推進するとともに、経営状況の明確化・透明性を高め、適正なコスト管理を容易にするため、会計事務を地方公営企業法適用とする取組みを進めます。	
指標	基準値	目標値
公債残高（対 H21 年度末比） （※一般会計）	平成 21 年度末残高 6,660,858 千円	平成 26 年度末残高 4,731,845 千円（△29.0%）

施策 4 協働しやすい環境づくり		
取組	取組目標	
4-1 事業の担い手の精査	既存の行政評価システムにおいて、サービスの担い手に関する視点を強化し、全ての評価対象事業について、「行政単独で実施すべき事業か?」、「町民の皆さんの力をお貸しいただくべき事業か?」、「民間企業に委ねるべき事業か?」等を精査します。	
4-2 役割分担に向けた意識醸成	前期 5 カ年計画において改正した「高根沢町補助金等交付規則」、「高根沢町補助金等の交付に関する規定」に基づき、「団体＝将来計画を持ち、自立を前提として活動」、「行政＝団体の活動を客観的に評価し、必要な事業に対して側面的サポート」という役割分担を具現化していくため、継続して団体と行政のコミュニケーションを密にし、意識醸成を図ります。	
指標	基準値	目標値
事業の担い手の精査 （行政評価システムの活用）	—	平成 23 年度以降 毎年度 事業の点検率 100%

III 政策・施策体系図

1. 都市・生活基盤分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
1-1	計画的な市街地整備		
		1-1-1	快適な住環境の整備 …P19
1-2	利便性の高い道路網の形成		
		1-2-1	計画的な道路の整備と維持管理 …P21
		1-2-2	新たな手法による効率的な道路等の維持管理 …P22
1-3	公共交通の充実		
		1-3-1	デマンド交通を核とした魅力ある交通体系の確立 …P23
1-4	安心・安全・安定した水道水の供給		
		1-4-1	災害に強い水道施設の整備 …P25
1-5	生活排水処理の充実		
		1-5-1	生活排水処理の整備普及 …P27

2. 保健医療・福祉分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
2-1	健康づくりの推進		
		2-1-1	健康増進対策の推進 …P29
2-2	高齢者福祉・介護の支援		
		2-2-1	高齢者の豊かな地域生活への支援 …P31
		2-2-2	介護予防事業の推進 …P33
2-3	障害者福祉の充実		
		2-3-1	障害児・者の生活支援 …P34
		2-3-2	地域福祉力の充実 …P35
2-4	子育て支援策の充実		
		2-4-1	地域における子育て支援サービスの充実 …P36
		2-4-2	援護を必要とする子育て家庭への支援 …P39
		2-4-3	子育て家庭への経済的支援 …P41

3. 自然・生活環境分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
3-1	自然環境の保全と創造		
		3-1-1	自然環境の保全と景観形成 …P43
3-2	リサイクルの推進		
		3-2-1	ごみ分別の推進 …P44
3-3	防災機能の向上		
		3-3-1	実効性のある防災体制の強化 …P45
3-4	防犯・交通安全対策の充実		
		3-4-1	関係機関と連携した防犯・交通安全対策の強化 …P46

4. 産業経済分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
4-1	攻めの農政への転換		
		4-1-1	農業の持続的な発展 …P47
		4-1-2	安心・安全な農産物の生産 …P49
		4-1-3	農村の振興 …P50
4-2	新たな産業の創出		
		4-2-1	町内産業の活性化 …P53
		4-2-2	優良企業の立地促進 …P54
4-3	魅力と元気のある商業振興		
		4-3-1	町内商業の活性化 …P55
		4-3-2	安全な消費生活 …P56

5. 教育・文化分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
5-1	学校教育・教育環境の充実		
		5-1-1	確かな学力の育成 …P57
		5-1-2	豊かな心の育成 …P59
		5-1-3	特別支援教育・不登校対策の充実 …P61
		5-1-4	健康な体づくりの推進 …P63
		5-1-5	学校安全指導の充実 …P65
		5-1-6	計画的な学校施設の維持 …P66
5-2	生涯学習環境の充実		
		5-2-1	青少年健全育成に向けた側面的支援 …P67
		5-2-2	学びの場の提供と担い手への側面的支援 …P68
		5-2-3	文化・芸術活動への支援 …P69
		5-2-4	生涯スポーツ推進に向けた環境整備と担い手への側面的支援 …P70
		5-2-5	計画的な社会教育施設の維持 …P71

6. 地域コミュニティ分野

政策 NO.	政策名	施策 NO.	施策名
6-1	住民と行政の協働の推進		
		6-1-1	町民が活動しやすい環境整備 …P73
6-2	男女共同参画の促進		
		6-2-1	男女共同参画への意識醸成 …P74
6-3	行政情報の共有		
		6-3-1	町民ニーズを基準とした情報共有の推進 …P75

IV 分野・政策別の目標

表の見方

〇〇〇〇分野

政策〇-〇

施策 〇-〇-〇

計画の分野、政策、施策を表示しています。
(※体系図は、P14~16 をご参照ください。)

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
	%	位/全 36 項目中	%	位/全 36 項目中

平成 21 年 10 月に実施した住民意識調査（町民の皆さん 2,000 人を対象として実施、回答数 920 人〈回答率 46.0%〉、設問計 36 項目）のうち、施策に関連する項目の結果を記載しています。

【満足度】「満足である」と「どちらかといえば満足である」の割合の合計から、「どちらかといえば不満である」と「不満である」の割合の合計を差し引いたもの

【優先度】「優先すべき」と「やや優先すべき」の割合の合計から、「あまり優先しなくてよい」と「優先しなくてよい」の割合の合計を差し引いたもの

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値		目標値	
	平成	年度	平成	年度
		%		%

平成 23 年度～27 年度まで、今後 5 カ年の取組みの成果を、判断したり評価したりするための目印（指標）を記載しています。



<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

前期 5 カ年計画の取組み成果や課題をふまえた上で、後期 5 カ年の施策目標を達成するための方向性を記載しています。

<指標に関する特記事項>

指標の持つ意味合い（何故、当該指標を設定したのか等）や、数値の根拠となったデータ等について特記事項がある場合に、その内容を記載しています。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名					
取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
 <p>施策目標を達成するための具体的な取組み（事務事業）の名称と取組概要を記載しています。</p>	←—————→				
	 <p>矢印を使って、5カ年の年次計画を記載しています。</p>				

★ (3) 施策を達成するための主な事務事業 に関する特記事項

- ・事務事業は毎年度、行政評価（事前評価）の中で再編・整理を行いながら決めていきますので、「(3) 施策を達成するための主な事務事業」に計上している事務事業は、必ずしも実施を担保しているものではありません。
- ・「後期計画の施策を達成するために、現時点では主なものとして、このような事業展開を想定しています。」という、町民の皆さんへの説明という意味合いで掲載しているものです。

★行政評価と予算の関係

- ・本町は、「予算執行型」から「成果重視型」の行政運営へと発想を転換するために、「行政評価」を実施しています。
- ・行政評価は「事後評価」（前年度の検証）と「事前評価」（次年度の企画立案）から成り立っており、
 - ◇事後評価：事業の成果は得られたか？効率的だったか？
 - ◇事前評価：必要な事業か？手法として妥当か？
 について、チェックを行っています。
- ・このチェックの結果、
 - ◇事後評価：成果の得られていない事業、効率的でない事業
 - ◇事前評価：必要性の低い事業、手法として妥当でない事業
 は、予算計上が認められないシステムとなっています。
- ・また、行政評価を実施する理由には、職員の「意識改革」、「説明責任の徹底」があります。

「本当に必要な事業なのか？」、「町民の皆さんのニーズに合っている事業なのか？」、「税金の使い道として妥当なのか？」、「もっとコストを削減できないか？」といった発想を、全職員が常に意識して職務にあたる必要があるとともに、それらの検証結果を町民の皆さんに発信し、情報を共有することが行政の責任と考えています。

1 都市・生活基盤分野

政策 1-1 計画的な市街地整備

施策 1-1-1 快適な住環境の整備

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
快適な住環境の整備	14.8%	7位/全36項目中	56.7%	15位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
宝積寺駅西第一土地区画整理事業 都市計画道路築造（全体：1,370m）の進捗率	平成 21 年度 35.8%	平成 27 年度 100.0%
宝積寺駅西第一土地区画整理事業 区画道路築造（全体：4,710m）の進捗率	平成 21 年度 55.4%	平成 27 年度 100.0%
宝積寺駅西第二地区整備計画の作成	平成 21 年度 未作成	平成 27 年度 作成
景観条例の制定	平成 21 年度 未制定	平成 23 年度 制定
地籍調査事業（全体：1,800ha）の進捗率	平成 21 年度 1,190ha	平成 27 年度 1,250ha
中坂上地区土地区画整理事業への支援検討	平成 21 年度 市街化区域編入事務手続中	—
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○宝積寺駅西第一土地区画整理事業は、施行期間を平成 27 年度まで延伸し、引き続き関係者との合意形成に努めるとともに、直接施行も視野に、事業完了を図ります。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○宝積寺駅西第二地区の整備手法は、アンケート調査を平成 22 年度末までに実施し、関係者との合意形成を早期に図る予定です。具体的な指標は、整備手法が固まった後に、適宜追加します。</p> <p>○中坂上地区土地区画整理事業は現在、事業主体となる土地区画整理組合が設立されておらず、具体的な事業計画は作成されていません。しかし、設立認可時点には具体的な事業計画や支援内容を明確にする必要が生じます。したがって支援内容は、現宝積寺中坂上地区土地区画整理事業準備会との協議により詰めていくこととなりますので、具体的な指標は、協議結果に応じて、適宜追加する予定です。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○区画整理事業（宝積寺駅西第一土地区画整理事業）						
	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境をつくるため、道路・公園や住宅地を一体的に整備します。 ・平成9年度から事業を推進しています。 	←————→				事業完了
○整備計画作成事業（宝積寺駅西第二地区）						
	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果（平成22年度）を踏まえ、合意形成された整備手法に基づき、整備計画を作成します。 	←————→				整備計画作成
○景観条例制定事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・高根沢町らしい良好な景観を形成するため、計画及び条例を制定します。 	←→				条例制定
○中坂上地区土地区画整理事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体的な運営による組合施行の区画整理事業に対し、町として支援を行います。 	←→ ←————→				組合設立事業認可 組合施行土地区画整理事業への支援
○地籍調査事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在・境界等の調査、所有者の確認、測量・面積計算、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）の作成を行います。 	←————→				事業継続

政策 1-2 利便性の高い道路網の形成

施策 1-2-1 計画的な道路の整備と維持管理

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
計画的な道路の整備	-4.2%	21位/全36項目中	30.9%	34位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
幹線道路整備進捗率	平成 21 年度 62.5% (15 路線/24 路線)	平成 27 年度 91.6% (22 路線/24 路線)


<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

○町民の皆さんからの道路整備に関する要望は、非常に多いです。しかし、財政状況等を考慮すると、全ての要望にお答えすることはできない現状にあります。

このような状況を踏まえ、限られた道路行政予算の中で、最大限公平・公正な道路の整備を行っていくために、本町では道路評価を平成 16 年度に導入し、優先順位を明確にした上で、整備路線の箇所付けを行ってきたところです。

平成 22 年度に、本町は、町民の皆さんの道路に対する意識や価値観の変化を加味し、道路評価の見直しを行い、新たな道路評価システムを構築しましたので、後期計画においては、評価により整備路線の適正化を図りながら、計画的に目標達成に努めます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○道路改良事業・道路舗装修繕事業						
	・公平性と透明性を重視し、必要性の高い事業を行うため、道路評価システムに基づき、適正な道路整備を行います。	 事業継続（※整備路線の箇所付けは、毎年度、道路評価によって決定します。）				

施策 1-2-2 新たな手法による効率的な道路等の維持管理

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
効率的な道路の維持管理	-5.0%	23位/全36項目中	39.6%	30位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
道普請事業整備延長	平成21年度 9,200m	平成27年度 15,300m
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○道路評価の優先順位により、行政による整備が困難となってしまう路線を整備するための新たな手法として、地域の方々が自ら労力を出し合い、砂利道をコンクリート舗装にする道普請事業を、平成16年度から推進し、着実に実績を上げてきました。道普請事業は、道路の維持管理のみならず、施工コストの縮減、地域内道路への愛着、地域の連帯感の向上など、さまざまな面において成果を上げています。よって、後期計画においても、限られた道路行政予算の中で、整備路線の調整を行いつつ、事業を推進していきます。</p> <p><指標に関する特記事項></p> <p>○道普請事業は、各年度の地域要望をもとに実施する事業であることから、要望の状況により、整備延長が一定しないことも予想されますが、地域の取り組み機運や財政状況を踏まえながら整備路線を調整し、事業推進に努めます。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○道普請事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 舗装に必要な材料及び必要な重機等の借り上げ料を町が提供し、地域の方々が、砂利道をコンクリート舗装にします。（申請によるもの） 					

政策 1-3 公共交通の充実

施策 1-3-1 デマンド交通を核とした魅力ある交通体系の確立

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
魅力ある交通体系の確立	1.6%	19位/全36項目中	-4.5%	36位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
デマンド交通「たんたん号」年間利用者数	平成 21 年度 36,300 人 (平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月までの実績値 を用いた推計値)	平成 27 年度 42,000 人

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 公共交通施策は前期 5 カ年計画において、高齢者等の交通弱者といわれる方が利用しやすく、親しみの持てるシステムの研究を重ね、デマンド交通システムの構築をしました。平成 21 年 10 月より「たんたん号」の運行を開始し、半年で 18,169 人の利用者がありました。平成 22 年 4 月以降の利用者も徐々に増えてきており、町民の皆さんから好評をいただいています。このことは、住民調査結果をみても、優先度が前回調査（平成 16 年度実施）より大幅に低くなったことから、前期 5 カ年計画の取組みに、一定の評価をいただいたものと認識しています。
- よって後期計画は、このシステムを発展させていく施策展開を進めます。他の市町の連携・相互乗り入れ等の検討をしていくことで、より利便性が図れます。また、商店街の活性化や市街地と農村部の交流などにおいて、当該システムが側面的な役割を担っていくことも、システムの持続的発展を続けていくために、検討していきます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○デマンドバス運行事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、高齢者の方に多く利用されていますが、高齢者のみならず、より多くの方に利用してもらえるよう、今後も PR をしていきます。 ・また、輸送先の店舗・医療施設等と連携し、乗車場所の表示やベンチ等の設置など、輸送先にできる取組も、今後検討していきます。 	<p>← 運行継続、検証 システムを持続的に発展させるための新たな取組み検討、導入 →</p>				

政策 1-4 安心・安全・安定した水道水の供給

施策 1-4-1 災害に強い水道施設の整備

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
効率的で災害に強い水道整備	22.6%	4位/全36項目中	44.3%	25位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
浄水場・配水池の耐震化率 (対象施設：4配水区×2施設=8施設)	平成21年度 37.5%	平成27年度 100.0%
石綿セメント管更新整備率 (計画延長：25,616km)	平成21年度 47.2%	平成27年度 100.0%
水量・水圧不足解消進捗率 (総延長：10km)	平成21年度 43.6%	平成27年度 100.0%

<前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 水を安定して供給することは、町民の皆さんの生活や社会活動に大切なことです。また、地震等の災害発生時においても、水の安定供給を確保することは、極めて重要なことです。
- については、地震等が発生した場合、水道施設に対する被害の発生を抑制し、影響を小さくするため、水道管や基幹的水道施設（浄水場・配水池）の耐震化を推進します。また、安定供給に向け、水質管理の強化及び耐用年数が経過したポンプ等の、適切な運転管理や修繕と機能診断を実施します。

<指標に関する特記事項>

- 耐震化（8施設）について、中阿久津の浄水場及び配水池、仁井田地区の配水池（計3施設）の耐震性は確保されていますが、仁井田の浄水場は耐震補強工事が必要です。また、宝石台地区、東部地区の施設は、耐震診断を実施し、必要な補強工事を行いません。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<p>取組概要</p>						
○浄水場・配水池耐震補強事業						
<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果を受け、浄水場及び配水池の耐震補強工事を実施します。(中阿久津の浄水場及び配水池、仁井田の配水池の耐震性は確保されています。) 						
○宝積寺地区石綿セメント管布設替事業						
<ul style="list-style-type: none"> 水道事業を開始したころ、宝積寺地区に埋設された石綿セメント管を、耐震性のある配水管に取り替えます。 						
○仁井田地区石綿セメント管布設替事業						
<ul style="list-style-type: none"> 水道事業を開始したころ、仁井田地区及び上大田地区に埋設された石綿セメント管を、耐震性のある配水管に取り替えます。 						
○宝積寺地区配水管布設事業						
<ul style="list-style-type: none"> 宝積寺地区で道路内に給水管が数本埋設されている箇所や1本の給水管を複数の家庭で使用している箇所の給水管を配水管として整備します。 						
○区画整理地区配水管布設事業						
<ul style="list-style-type: none"> 宝積寺駅西第一土地区画整理事業の道路築造工事に併せて、耐震性のある配水管を布設します。 						
○濁度計設置事業						
<ul style="list-style-type: none"> 安全な水道水を供給するため、4つの配水系統の水の濁度を常時監視する装置を設置し、水質監視の強化を図ります。 						
○緊急遮断弁設置事業						
<ul style="list-style-type: none"> 災害等で配水管が破損した場合、配水池から一気に水が流出してしまうことを防ぐため、仁井田・宝石台及び東部地区の配水池に緊急遮断弁という装置を設置します。 						
○ポンプ・電気計装設備更新事業						
<ul style="list-style-type: none"> ポンプや電気・計装設備は、水道の基幹的施設です。耐用年数が経過し修繕の頻度が高まっていますので、機器の機能診断を実施し、計画的に修繕又は機器の更新を行ないます。 						

政策 1-5 生活排水処理の充実

施策 1-5-1 生活排水処理の整備普及

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
生活排水処理の整備普及	-2.0%	20位/全36項目中	54.6%	17位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
公共下水道污水管整備計画面積 宝積寺地区（全面積：438.0ha）	平成 21 年度 223.6ha	平成 27 年度 280.0ha
公共下水道雨水管整備延長	平成 21 年度 915.8m	平成 27 年度 1,773.0m
汚水処理機能の拡充 宝積寺地区	平成 21 年度 2 池	平成 23 年度 3 池
合併処理浄化槽設置数	平成 21 年度 1,188 基	平成 27 年度 1,608 基

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

○意識調査結果や水洗化率から見て、生活排水処理の整備に対する町民の皆さんのニーズは高いと認識しており、前期 5 カ年計画のペースを維持しながら施策展開していきます。ただし、施策展開には、財政状況を勘案し、一般会計繰入金、町債発行の抑制等に配慮することが重要になります。については、自主財源である使用料・負担金等の徴収を強化します。

<指標に関する特記事項>

○公共下水道污水管整備（仁井田地区）は、前期 5 カ年計画において、57.0ha の整備が完了しています。
宝積寺地区と仁井田地区を合計した平成 27 年度の目標値（整備済面積）は、337.0ha です。これは、整備計画面積 495.0ha に対して 68.1%になります。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○宝積寺処理区管渠建設事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 宇都宮線の東側で、駅東幹線に汚水を流出する北区、県道宝積寺停車場線沿いの中区及び図書館中央館周辺の南区と宝積寺駅西第一土地区画整理事業の区域に、下水道管を布設します。 	<p>下水道管布設（宝積寺処理区）</p>				
○宝積寺処理区雨水対策建設事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・宝積寺駅西第一土地区画整理事業の区域の雨水を排除するため、区画整理事業の進捗にあわせて雨水管を布設します。 	<p>雨水管布設（区画整理地内）</p> <p>雨水管布設（国道4号線西側）</p> <p>雨水管布設（中坂）</p>				
○宝積寺処理区水処理施設建設事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管の整備により、流入する汚水量が増加しているため、汚水処理施設を増設します。（場所：宝積寺アクアセンター） 	<p>事業完了</p>				
○浄化槽設置整備事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域」以外の地域で、浄化槽を設置する方へ、補助金を交付します。（申請によるもの） 	<p>事業継続</p>				
○水洗化促進事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化台帳（下水道使用者）を整備し、公共下水道の利用が可能で未接続の世帯へ、接続を働きかけます。 ・水洗化台帳（下水道使用者）を整備します。 ・公共下水道供用開始から3年以内に接続工事を行う方へ、工事に必要な資金について無利子での融資あっせんを行います。 	<p>事業継続</p>				

2 保健医療・福祉分野

政策 2-1 健康づくりの推進

施策 2-1-1 健康増進対策の推進

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
疾病予防対策の推進	6.8%	14位/全36項目中	73.3%	7位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
生活習慣病（5疾病）の国保医療費	平成21年度 84,440千円	平成27年度 62,000千円
メタボ予防のため、体重増加を防ぐための食事の注意を知っている人の割合	平成21年度 66.7%	平成27年度 80.0%
定期的に運動する人の割合 （生活習慣調査）	平成21年度 36.0%	平成27年度 50.0%
特定健診受診者の肥満の割合	平成21年度 22.5%	平成27年度 20.0%
がん検診受診人員	平成21年度 2,935人	平成27年度 3,500人

<前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 後期計画における生活習慣予防は、健康診査結果へのフォローを軸として、メタボリックシンドロームのリスクが高くなる肥満予防に重点をおいて、施策展開します。定期的に健康診査を受診することで、疾病の兆候に気付き、正しい食生活と日常の身体活動を増やすことにより、適正体重を維持するよう促していきます。
- おしつける形の支援ではなく、自らが生活習慣改善の必要性を感じ、それぞれのライフスタイルに応じて、日々の生活の中で実践していけるよう支援します。目的を持って、町民の皆さん自らが実践するという、意識の転換を図ります。
- 行政が、各年代、全ての町民の皆さんを支援するには限界がありますので、関係課や関係機関と連携しながら、効果的に事業を進めていきます。

<指標に関する特記事項>

- 生活習慣病の5疾病は、「糖尿病」、「脳卒中」、「虚血性心疾患」、「脂質異常症」、「高血圧性疾患」を指します。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○予防接種事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・三種混合、MR ワクチン、日本脳炎、BCG など、定期予防接種を実施します。 ・子宮頸がん予防ワクチンなど、定期外予防接種費用の助成を行います。 					
○妊婦一般健康診査事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の健康診査に対して、14 回分の健康診査費を助成します。 					
○母子支援事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳、3 歳、5 歳の月齢で、健康診査を実施します。 					
○健康診査事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法等により、がん検診等各種健康診査を行います。 					
○生活習慣病予防事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい食生活、定期的な運動を中心として、生活習慣病の早期発見により重症化を予防します。 					
○特定健診・特定保健指導事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険被保険者を対象に、特定健診を実施し、健診結果により運動や食生活の改善指導を行います。 					
○後期高齢者人間ドック等助成事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・75 歳以上の方を対象に人間ドック・脳ドック・総合ドック検査費用の一部を助成します。 					

政策 2-2 高齢者福祉・介護の支援

施策 2-2-1 高齢者の豊かな地域生活への支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
高齢者福祉の充実	-9.0%	31位/全36項目中	77.2%	2位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
シルバー人材センター登録者数 (活躍できる場の提供)	平成 21 年度 168 人	平成 27 年度 200 人
老人クラブ会員数 (魅力ある老人クラブづくり)	平成 21 年度 1,228 人	平成 27 年度 1,500 人
外出にデマンド交通を利用した 60 歳以上の人数	平成 21 年度 27,300 人 (平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月までの実績値 を用いた推計値)	平成 27 年度 32,760 人
ひとり暮らし老人等の緊急通報装 置設置数	平成 21 年度 138 件	平成 27 年度 220 件






<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 高齢者が健康を保ち、生きがいを持って豊かな地域生活を送るための受け皿として、シルバー人材センターや老人クラブなどの役割が、ますます期待されています。これらの組織が、高齢者自身のネットワークづくりや、社会参加活動に果たす役割は大きいです。よって、後期計画においても継続して、これらの組織をより魅力のあるものにしていくために、行政の立場から、積極的に支援を行います。
- 老化防止や引きこもり予防の観点からも、高齢者が、気兼ねなく外出できる環境をつくっていかねばなりません。そのため後期計画では、前期 5 カ年計画において供用を開始したデマンド交通を、高齢者の皆さんに積極的に利用していただくための事業を立案していきます。
- 高齢者は、依然として増加傾向にあります。支援を必要とする方へ、切れ目のない、適切なサービスを提供していくためにも、行政は、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、町社会福祉協議会との連携を密にし、高齢者やその家族の生活の実態把握や、訪問相談を推進します。
- ひとり暮らし高齢者や重度身体障害者世帯に対しては、緊急時の支援体制として、緊急通報装置を貸与します。

<指標に関する特記事項>

- シルバー人材センター、老人クラブに関する指標は、それぞれの「量」ではなく、「質」を向上させることに力点を置きます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○働く場確保事業						
	・高齢者が生涯現役で就労できるよう、シルバー人材センターへ補助を行います。	 事業継続（活躍できる場の提供）				
○敬老会事業						
	・75歳以上の高齢者を対象に、地域で実施される「敬老のつどい」を支援します。 ・記念品を贈呈するとともに、81歳、91歳、100歳以上の方には、敬老祝金を贈呈します。	 事業継続 ・高齢者の生きがいづくり ・地域交流の促進				
○緊急通報装置貸付事業						
	・ひとり暮らし高齢者や身体障害者宅における緊急事態に対処するため、必要に応じて、緊急通報装置を設置します。	 事業継続				
○在宅介護支援センター事業						
	・在宅介護支援センター「きぼう」に相談窓口を設置し、介護ニーズに即した各種サービスの利用促進を図ります。	 事業継続				
○認知症徘徊高齢者位置探索機器の貸与事業						
	・徘徊高齢者の緊急時における早期発見のため、機器を貸与します。	 平成 23 年度から事業開始				

施策 2-2-2 介護予防事業の推進

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
高齢者福祉の充実	-9.0%	31位/全36項目中	77.2%	2位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
介護認定率 （推計値からの抑制）	平成 21 年度 13.77%	平成 27 年度 15.14%
介護予防運動教室参加者数	平成 21 年度 1,083 人	平成 27 年度 1,323 人

＜前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開＞

- 後期計画は、第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～23 年度）を検証し、介護サービス等のニーズを随時適切に把握しながら、第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～26 年度）に基づいて推進します。
- 施策展開は、65 歳以上の、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防対象者）の増加を抑制するため、特に、元気な高齢者（一次予防対象者）への働きかけを強化します。また、運動教室の回数も増加します。
- 高齢者からの相談支援や権利擁護は増加し、多様化していることから、総合的な支援を行う地域包括支援センターの役割が大きくなっています。西地域包括支援センターを中心として、権利擁護、包括的・継続的な介護予防事業を行うよう、行政として支援を行います。

＜指標に関する特記事項＞

- 介護認定率は、増加傾向にある認定率の伸び幅を抑制することを目標とします。
- 介護予防運動教室参加数は、毎年約 40 人の増加を見込んでいます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○一次予防事業						
	・一次予防対象者の方に、町内 6 会場において、元気はつらつ運動教室（運動や栄養改善講話等）を開催し、介護にならないよう、生活機能の低下を予防します。	← 事業継続（生活機能の低下予防） →				
○二次予防事業						
	・二次予防対象者の方に、個別に運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防事業を行います。	← 事業継続（介護予防） →				
○包括的支援事業						
	・西地域包括支援センターを中心に、実態把握や権利の擁護、相談支援、介護予防マネジメント、虐待の早期発見など、高齢者に対する包括的支援を行います。	← 事業継続（包括的支援） →				

政策 2-3 障害者福祉の充実

施策 2-3-1 障害児・者等の生活支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
障害者福祉の充実	-4.9%	22位/全36項目中	70.2%	10位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
居宅・施設サービス利用者数	平成 21 年度 184 人	平成 27 年度 200 人
障害児就学時等サービス利用人数	平成 21 年度 1,288 人	平成 27 年度 1,450 人

＜前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開＞

- 障害者施策は、3 障害（身体・知的・精神）児者個々の施策から、支援費制度を経て、現行の障害者自立支援法に至っています。本町は、これらの制度改正に適切に対応しながら、障害児の日中活動支援などの町単独事業を実施し、着実に成果を上げてきました。また、障害児者の介護給付や訓練給付に関しては、障害児者生活支援センター「すまいる」の相談支援がスムーズに機能し、各種サービスの利用につながっています。
- 後期計画においても、国県制度の動向を注視しつつ、継続的に、3 障害（身障・知的・精神）児者のニーズを的確に把握し、適切な各種サービスの提供と支援を進めます。

＜指標に関する特記事項＞

- 居宅・在宅福祉サービス利用者は、目標年度までに年間 2・3 人の増加を見込みました。
- 障害児就学時等サービス利用者は、目標年度までに年間 30 人の増加を見込みました。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	取組概要					
○障害者自立支援法関連事業						
	・国県制度の動向に適切に対応しながら、各種サービスの提供と支援を進めます。	←				→
				事業継続		
○福祉タクシー事業						
	・重度身体、心身障害児者及び福祉有償運送登録者に対して、受診のためや買物などの外出を支援します。	←				→
				事業継続		
○障害児養育支援事業						
	・特別支援学校、学級に通う障害児を、放課後や、夏休み等の長期休業時にお預かりし、健常児との交流を進めます。	←				→
				事業継続（児童館きのこのもりで実施）		

施策 2-3-2 地域福祉力の充実

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
障害者福祉の充実	-4.9%	22位/全36項目中	70.2%	10位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
コーディネーター及び相談員の人数	平成21年度 67人	平成27年度 72人
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○民生児童委員や人権擁護委員、障害児者生活支援センター「すまいる」、拠り所「えん」等の意欲的な活動により、「地域で見守る、相談できる」体制が整備されつつあります。この体制をより一層充実させるために、後期計画において、各機関の情報共有・連携強化を図り、コーディネートを担います。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○指標の内訳は、民生児童委員52人、人権擁護委員6人、相談支援員6人（3人増員が目標）、身障相談員1人（2人増員が目標）、知的相談員2人となっています。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○DV被害者対策推進事業						
	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者対策として、国県の関係機関と連携するほか、専門のNPO法人に相談業務を委託します。また、職員等に対する啓発と窓口等における被害者対応能力の向上を図ります。 					
		事業継続 ・関係機関との連携 ・職員等の対応能力向上				
○自殺対策推進事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 地域リーダーを対象に講演を開催し、声かけ支援や医療機関等への紹介がスムーズに行えるよう、啓発します。 定期的に、医師によるこころの健康相談を開催します。 					
		事業継続 ・意識啓発 ・相談業務の実施				
○障害者地域生活相談支援事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 障害児者生活支援センター「すまいる」にコーディネーターを配置し、相談をはじめ、在宅福祉サービスの情報提供、社会資源（事業者、施設、専門機関等）の紹介、ケアマネジメントによる支援計画の作成などを行います。 					
		事業継続 ・相談業務の実施 ・情報提供、支援計画作成等の実施				

政策 2-4 子育て支援策の充実

施策 2-4-1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
子育てしやすい環境の整備	-8.4%	29位/全36項目中	78.6%	1位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(子育て支援センターの強化)		
指標	基準値	目標値
子育て支援拠点数（小学校区単位）	平成 21 年度 2 箇所	平成 27 年度 6 箇所
子育て支援センターれんげそう（にじいろ保育園併設）利用者の満足度	平成 21 年度 未実施	平成 27 年度 90%
<p><前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○にじいろ保育園（東小学校区）に併設している「子育て支援センターれんげそう」のサービス内容を見直し、地域の子育て支援拠点としての機能を強化します。具体的には、専任スタッフを配置し、開設時間を拡大することで、事業内容を更に充実させていくものです。</p> <p>○このことは、小学校区単位で子育て支援拠点を整備するという施策目標に合致したもので、既存の資源を活かした拠点整備を進めていきます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○基準となる子育て支援拠点は、児童館みんなのひろば（阿久津小学校区）と児童館きのこのもり（中央小学校区）の 2 箇所です。</p>		

(ファミリーサポートセンターの整備)		
指 標	基準値	目標値
ファミリーサポートセンター設置箇所数	平成 21 年度 0 箇所	平成 23 年度 1 箇所
サービス提供会員数	平成 21 年度 未設置	平成 27 年度 40 人
サービス依頼会員数	平成 21 年度 未設置	平成 27 年度 100 人
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○前期計画では、「2・4・6 仕事と子育ての両立の支援」という施策の中で、「保育サポート連携事業」として、NPO 法人との連携（予算ゼロ事業）を行うのみでした。</p> <p>○後期計画では、「次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画後期計画」（平成 22 年～平成 26 年）の意識調査結果を受けとめ、ファミリーサポートセンターを設置します。事業を軌道に乗せるために、センターの PR に力点を置いて活動していきます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○ファミリーサポートセンター事業の次世代育成支援対策交付金の評価対象が、会員数 100 人以上となっているので、設置初年度から 100 人を目標に、事業運営を進めます。</p>		

(保育サービスの維持)		
指 標	基準値	目標値
保育園受入れ可能な児童数	平成 21 年度 682 人	平成 27 年度 700 人
一時預かり事業利用者数(年間延べ利用者数)	平成 21 年度 1,775 人	平成 27 年度 2,180 人
延長保育利用者数(年間延べ利用者数)	平成 21 年度 5,784 人	平成 27 年度 6,000 人
休日保育利用者数(年間延べ利用者数)	平成 21 年度 30 人	平成 27 年度 30 人
乳児保育(0歳児)受け入れ可能な園児数	平成 21 年度 42 人	平成 27 年度 50 人
障害児保育受け入れ可能な園児数	平成 21 年度 18 人	平成 27 年度 25 人
学童保育所利用者満足度	平成 21 年度 —	平成 27 年度 85.0%
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○現行の特別保育サービスのメニューを維持しながら、より利用しやすいものとなるようニーズの把握に努めます。結果、サービスの質を高めることで延べ利用者数の増加を目指します。</p> <p>○また放課後児童対策として実施している学童保育所については、景気の動向によって利用者の増加が考えられますので、より安心して過ごせる生活環境を維持するよう努めます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○H22.4 の将来人口の推計によれば、H27.4 の 14 歳以下人口は H22.4 から 321 人（約 7.5%）の減となっていますが、必ずしも保育サービスを必要とする人の減少には繋がらないものと考えています。</p> <p>○ 利用者のニーズに応えられる質を維持し、積極的な指標設定とします。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(子育て支援センターの強化)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○子育て支援センターれんげそう事業						
	<p>・子育て家庭の交流等の促進や子育てサークル等への支援を行うことによって地域全体で子育て家庭を支援するために、既設の子育て支援センターれんげそう（にじいろ保育園併設）の機能を強化拡大します。</p>					

(ファミリーサポートセンターの整備)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○ファミリーサポートセンター事業						
	<p>・子育て支援センターれんげそう（にじいろ保育園併設）内にアドバイザー（担当職員）を配置し、センターを運営していきます。</p>					

(保育サービスの維持)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○特別保育事業						
	<p>・通常の保育ではカバーし切れなかった、休日、早朝夕方の保育、あるいは緊急的な保育サポートを用意することで、利用者の利便性を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・休日保育事業 ・乳児（0歳児）保育事業 ・障害児保育 				

施策 2-4-2 援護を必要とする子育て家庭への支援

(1) 住民意識調査結果



関連項目	満足度	順位	優先度	順位
子育てしやすい環境の整備	-8.4%	29位/全36項目中	78.6%	1位/全36項目中




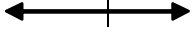
(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化)		
指標	基準値	目標値
要保護児童ケースのうち継続支援を必要としない割合	平成 21 年度 57.4%	平成 27 年度 70.0%
赤ちゃん訪問（0～4ヶ月児）率	平成 21 年度 88.9%	平成 27 年度 95.0%
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の後方支援のもと、関係機関の理解と協力を得ながら、被虐待児童へのフォローアップ体制を更に強化していくことが目標です。 ○また児童虐待の未然防止も重要ですので、既存の要保護児童対策地域協議会を通じた、関係機関の職員個々のスキルを上げるための工夫も継続して実施します。 		
<p><指標に関する特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待通告や養護相談を受けた家庭については、それ自体を何らかの SOS と捉え、家庭訪問などの継続的な関わりを持っています。そのなかで様々な育児不安が解消され、行政の継続的な支援を必要としなくても良くなるのが目指すかたちなので、それを相談支援体制が有効に機能しているか否かの指標としました。 ○また赤ちゃん訪問事業（出生後 4 ヶ月までの赤ちゃん宅を訪問する）は、孤立した育児とならないよう育児情報をもって保健師が家庭訪問するもので、虐待の未然防止にも効果があるとされる事業です。この事業の成果として訪問率を指標としました。 		

(子どもの人権意識の啓発)		
指標	基準値	目標値
オレンジリボンキャンペーンの認知度	平成 21 年度 未実施	平成 27 年度 100%
(仮称) 子どもの権利に関する条例の制定	平成 21 年度 未制定	平成 25 年度 制定
<p><前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO 法人「次世代たかねざわ」と協力し、虐待予防のシンボルとなっているオレンジリボンキャンペーンを展開し、地域全体で子どもたちを守っていく仕組みづくりをスタートさせます。 ○また児童虐待を産み出してしまうような土壌を変えるため、地域から、そして若い世代から、子どもの人権意識を啓発していく活動を行います。子どもの人権について幅広い世代を取り込んだ議論を行い、恒久的な意志表示として子どもの権利を守るための条例を制定し、更には子どもの人権を守っていくための受け皿となる組織を設立することを検討していきます。 		
<p><指標に関する特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○オレンジリボンキャンペーンの認知度については、手法を工夫しながら割合を高めていきます。 ○子どもの権利に関する条例については、平成 25 年度末の制定を当面の目標とします。 		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○赤ちゃん訪問事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんが生まれた家庭へ、助産師、保健師、看護師が訪問します。 赤ちゃんやお母さんの様子を伺い、心配なことに対するアドバイスを行ったり、子育て支援に関する情報提供を行います。 	 <p>事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師による家庭訪問 こども相談員への繋ぎ 				
○養育支援訪問事業						
	<ul style="list-style-type: none"> こども相談員を配置し、育児に関する支援を必要とする家庭を訪問して、育児不安を解消するためのお手伝いや、必要に応じて関係機関へ繋ぐための援助を行います。 出前型の育児支援（家庭訪問など）だけでなく、育児不安に陥る前の支援を目的とした子育てワークショップも積極的に開催して、児童虐待の予防に努めます。 	 <p>事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ケースワーカーによる家庭訪問 子育てワークショップの開催 				

(子どもの人権意識の啓発)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○子どもの権利意識啓発事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 既存のこども教育委員会や、たかねみらいプロジェクトの構成員を中心に、意見交換会を開催し、考えを集約します。 人権擁護関連の事業とも連携し、有識者の意見を聴く機会も設けていきます。 	 <p>意見集約・検討組織編成</p>				
○子どもの権利に関する条例検討事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 集約した意見をもとに、条例制定に向けた協議を行います。 条例に基づき、具体的に子どもの権利を守るための取組みを進めていくための施策に関する協議を行います。 	 <p>条例制定に向けた協議</p>  <p>子どもの権利を守るための施策に関する協議</p>				
○子どもの権利を守る組織設立事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、施策展開をしていく組織について検討します。 	 <p>子どもの権利を守るための組織について検討</p>				

施策 2-4-3 子育て家庭への経済的支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
子育てしやすい環境の整備	-8.4%	29位/全36項目中	78.6%	1位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(各種手当・医療費の助成)		
指標	基準値	目標値
こども手当の支給率	—	平成27年度 100.0%
不妊治療費助成申請者数	平成21年度 25人	平成27年度 35人
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○子育て家庭への経済的支援は、子育て支援施策として財政負担も大きなものとなっていますが、子育て家庭にとっても重要な支援策となっています。現在の各種手当や医療費助成については、子育て支援施策の優先度と財政計画とのバランスを熟慮しながら、事業を維持継続していくことが目標です。</p> <p>○また子育て家庭への経済的支援として、保育料の見直しも行います。国が打ち出した幼保一元化の動向を見据え、保育園と幼稚園に通う幼児の保護者に対する養育費の経済的負担について、所得内容に応じた適切なものになっているか検討していくものです。</p> <p><指標に関する特記事項></p> <p>○不妊治療費助成制度については、国の少子化対策という視点に加え、真に子どもが欲しいと願いながら子宝に恵まれない夫婦を支援するという視点をもって作った制度ですので、制度周知に努めていくことが目標です。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(各種手当・医療費の助成)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○こども医療費助成事業						
	・子育てにかかる経済的負担の軽減を目的として、県の助成制度に上乗せして、中学3年生までを対象に助成します。	←—————→ 事業継続				
○不妊治療費助成事業						
	・県の助成制度で適用されない治療や、限度額を超えた治療について対応します。	←—————→ 事業継続				

3 自然・生活環境分野

政策 3-1 自然環境の保全と創造

施策 3-1-1 自然環境の保全と景観形成

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
自然環境の保全と景観形成	27.4%	3位/全36項目中	40.7%	28位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
環境基本計画の見直し実施	平成 21 年度 未実施	平成 23 年度 実施
環境学習参加人数	平成 21 年度 1,704 人	平成 27 年度 2,000 人

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 各行政区では、年 2 回の美化キャンペーンや道路・河川愛護事業が実施されているほか、農地・水・環境保全対策事業が、10 地区で実施されています。他にも、有志による地域の環境保全団体独自の活動や、各小学校における、ビオトープや落ち葉のプールを活用した環境学習など、自然環境と共生するまちづくりの機運が、着実に高まっています。
- 後期計画では、これらの取り組みを検証し、「高根沢町環境基本計画」に必要な見直しを加えた上で、継続して環境学習に力点を置き、町民の皆さんの意識醸成を図っていくとともに、新たな人材の発掘と効果的な育成活用を推進します。
- 環境学習は、これまで同様、民の力の活用を進めるため、環境学習の拠点であるエコ・ハウスたかねざわを中心に、関係機関との連携を強化しながら実施していきます。

<指標に関する特記事項>

- 環境学習参加人数については、関係事業の参加者総数としています。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
取組概要						
○環境基本計画の見直し事業						
	・「高根沢町環境基本計画」を見直し、継続して推進します。	← 見直し実施		→ 運用・検証		
○エコ・ハウスたかねざわ運営管理事業						
	・指定管理者に、管理運営を委託します。民間のノウハウを活用することで、効果的な環境学習を図るとともに、運営の効率化を図ります。	← 指定管理委託（環境学習の拡充）（第 2 期） →				

政策 3-2 リサイクルの推進

施策 3-2-1 ごみ分別の推進

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
リサイクルの推進	20.6%	6位/全36項目中	64.5%	13位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
リサイクル総合計画の見直し実施	平成 21 年度 未実施	平成 23 年度 実施
町民 1 人 1 日当たりの可燃ごみ排出量	平成 21 年度 333 g	平成 27 年度 283 g
プラスチック分別回収の実施	平成 21 年度 未実施	平成 24 年度 実施

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 町民の皆さんのリサイクルに対する意識が、着実に高まっています。このことから後期計画では、これまでの取り組みを検証し、「リサイクル総合計画」について、現状に即した見直しを行います。
- また、新たに実施するプラスチックの分別回収の開始と併せ、既の実施している古紙・生ごみ及び廃食用油などの分別回収の徹底について、地域説明会等を実施することで、可燃ごみの減量化とリサイクルの一層の推進を図ります。

<指標に関する特記事項>

- 町民 1 人 1 日当たりの可燃ごみの排出量については、各家庭から排出される可燃ごみであり、町内事業所から排出される可燃ごみは含まれていません。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
○環境基本計画の見直し事業（リサイクル総合計画分）						
	・「リサイクル総合計画」を見直し、継続して推進します。	見直し実施		運用・検証		
○プラスチック分別回収事業						
	・プラスチックの分別回収を実施します。	周知		事業開始・継続実施		
○廃食用油 BDF 事業						
	・学校給食センター、一般家庭、町内企業から排出される廃食用油を、バイオディーゼル燃料にリサイクルし、給食配送車の燃料に利用します。	事業継続（規模拡充）				

政策 3-3 防災機能の向上

施策 3-3-1 実効性のある防災体制の強化

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
防災体制の強化	9.9%	10位/全36項目中	64.5%	14位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
年間火災発生件数	平成21年度 6件	毎年度 0件
全町的防災訓練の年間実施回数	平成21年度 1回	平成23年度 2回

＜前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開＞

- 災害に強いまちづくりを進めていくためには、行政及び防災関係機関のほか、町民の皆さんの主体的な取組みと、相互の連携を図っていくことが不可欠です。行政が主体となり実施する災害対応訓練や、地域での防災組織を通じて、「自助・共助・公助」の理念に基づき、それぞれの役割を明確にして、防災意識の高揚を図ります。
- 意識高揚を図っていく上では、防災訓練が重要です。実際に訓練することにより、自然発生的に自主防災組織が地域にできることも、大きなメリットと考えられます。町民の皆さんのネットワークを活用し、大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めることが、重要なことと考えています。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○消防施設整備事業						
	・消防団員が災害現場で活動する際に、必要な機材を購入します。					
○防災拠点施設整備事業						
	・主として避難所で町民の皆さんが使用する資機材を追加整備するとともに、災害対応訓練等を検証しながら、備蓄品として必要とされる資機材を購入します。					
○自主防災組織設置事業						
	・地域の自主防災組織に対し、行政として、組織の運営を支援します。					

4 産業経済分野

政策 4-1 攻めの農政への転換

施策 4-1-1 農業の持続的な発展

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
農業者の所得向上	-17.5%	35位/全36項目中	49.5%	21位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
担い手への農地の利用集積率	平成 21 年度 44.0%	平成 27 年度 50.0%
水田の利用率	平成 21 年度 111.8%	平成 27 年度 120.0%





<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 農業を取り巻く昨今の情勢は、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化、調整水田等生産に直結しない非効率的な農地利用、農業の活力低下といった、厳しい状況に直面しています。
- そのような状況下において、全町圃場整備事業を実施した本町の水田整備率は、94%と非常に高い数字となっています（県平均 70%）。このような優良農地は、田畑転換が可能であるため、消費者や食品産業のニーズ、農業情勢や経済情勢の変化等にすばやく対応することが出来ます。
よって、これらの情報をいち早くキャッチし、水田農業確立対策室を中心に、関係機関が情報を共有し、一体となって農業施策を推進することにより、持続可能な農業を目指すとともに、特色ある産地づくりを行います。
- 担い手育成については、兼業農家が 8 割以上を占める状況で、担い手を急増させるのは困難であることから、兼業農家を支援する一方で、意欲的な認定農業者等を、着実に育成・確保していくことが必要です。
農地地図情報や農地基本台帳を活用し、効率的かつ有効な農地集積を推進することにより、生産コストの削減を目指します。

<指標に関する特記事項>

- 農地集積率とは、水田総面積に対する、認定農業者等の作付面積の割合のことをいいます。
- 水田利用率とは、水田総面積に対する、(1)水稲、(2)麦・大豆・飼料作物等、(3)その他野菜等の作付面積の割合のことをいいます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○高根沢町水田農業確立対策室負担金事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・JAと町が合同で組織を運営し、水田農業に関する情報を共有することにより、農業施策を適切に推進します。 ・農家の意見集約と情報伝達のために農事組合を組織し、各集落には農事組合長、農政推進員を配置します。 	 <p>事業継続（農業施策の円滑な推進）</p>				
○認定農業者等育成確保対策事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業戸数の減少や高齢化が加速しており、これからの町農業を維持するため、認定農業者の確保に努めます。 ・町へ認定申請書を提出し、「農業経営改善計画認定基準」により適切であると判断されると、農業経営において各種優遇制度が受けられる認定農業者として認定されます。 	 <p>事業継続（担い手の育成・確保）</p>				
○担い手への農地利用集積事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・農地地図情報や農地基本台帳を活用し、認定農業者や、規模拡大に意欲のある農業者の方に、効率的に農地を集積します。 ・農地利用集積円滑化団体（JAしおのや）と連携を図り、優先的に担い手へ農地を集積します。 ・規模の拡大を行い、生産費が抑制されることにより、資材費の高騰や農産物の価格下落・低迷による農家の所得低下を補います。 	 <p>事業継続（担い手への農地利用集積）</p>				
○農業会議補助金事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の中から、さらなる経営向上を目指す方や、若い世代の農業者等で組織する団体に、補助金を交付します。 ・認定農業者が自らの発想で、認定農業者の組織化を図るとともに、各種学習会や研修会を企画・開催することにより、会員相互の研鑽と連絡協調が密になり、自己の経営改善計画を認識するとともに、農業経営の改善を図ります。 	 <p>事業継続（担い手の組織化、連絡協調）</p>				

施策 4-1-2 安心・安全な農産物の生産

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
安心・安全な農産物の生産	35.2%	2位/全36項目中	75.5%	5位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
エコファーマーの認定者数	平成 21 年度 233 人	平成 27 年度 250 人
土づくりセンター堆肥生産量	平成 21 年度 1,600 t	平成 27 年度 1,900 t

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 環境保全型農業には、(1)土壌診断の実施に基づく施肥、(2)病虫害発生予察に基づく防除、(3)有機物の投入という、3 つの技術が柱となります。これらを実践していくために、びれっじセンター、土づくりセンターの役割を強化し、管理運営を適正に行います。
- 野菜果樹類において、減農薬栽培は、品質・収量の確保が技術的に困難な品目が多いという現実がありますが、高い環境意識と技術を持ったエコファーマーを中心として、拡大に努めます。
- また、安心な農産物を提供していくには、栽培履歴の情報開示が必要です。
前期 5 年計画中に、町内約 40 カ所に設置された「のうさん物直売屋」に農産物を搬入している全ての農業者を対象に、栽培履歴の公開が可能となるよう、JA と連携して、指導を行っていきます。

<指標に関する特記事項>

- エコファーマーとは、食の安全・安心の確保と、農地と周辺環境にやさしい農業の実践を目指して、土づくり・化学合成農薬使用低減・化学肥料使用低減に取り組む農家を、法律に基づき、県知事が認定する制度です。
- 土づくりセンターでは、堆肥生産量を増やすため、平成 22 年 1 月から、企業の生ごみの投入を開始しました。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
取組概要						
○びれっじセンター運営委員会負担金事業						
	・町職員、JA 職員、農業の専門技術員が、土壌診断等を行います。	← 事業継続（土壌診断等） →				
○土づくりセンター維持管理事業						
	・長期修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を行います。	← 事業継続（計画的な維持管理） →				
○環境保全型農業推進事業						
	・特別栽培農産物の生産振興や、土壌診断に基づく施肥指導を行います。	← 事業継続（施肥指導等） →				

施策 4-1-3 農村の振興

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
農村の自然や景観の保護	36.1%	1位/全36項目中	35.2%	32位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
元気あっぷむら年間利用者数	平成 21 年度 457,842 人	平成 27 年度 500,000 人
農地・水・環境保全向上対策事業の 継続実施地区数	平成 21 年度 10 地区	平成 27 年度 10 地区
町内農産物直売所売上高	平成 21 年度 450,000 千円	平成 27 年度 600,000 千円

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

○住民意識調査結果をみると、満足度が 1 位となっており、本町の農村の自然や景観について、町民の皆さんが、強い誇りや愛着を持ってくださっていることがわかります。よって後期計画においても、継続的に保全を行いながら、機能の拡充を図る施策を展開していきます。

「食育」・「地産地消」を推進するため、前期 5 カ年計画中に、町内約 40 カ所に設置された「のうさん物直売屋」を核として、生産者と消費者が直接交流できる場を提供していきます。また、消費者や学校給食などへ、安定的に地元の食材を供給できる体制を、元気あっぷむらや農業関係者などとの連携を強化することで、推進していきます。

<指標に関する特記事項>

○元気あっぷむら年間利用者数の推移

平成 15 年度：529,323 人

平成 18 年度：480,914 人

平成 20 年度：477,096 人

○町内農産物直売所売上高

元気あっぷむら直売所 平成 18 年度：214,496 千円

平成 20 年度：224,734 千円

平成 21 年度：220,799 千円

たんたんプラザ光陽台 平成 18 年度：104,000 千円

平成 20 年度：192,856 千円

平成 21 年度：196,694 千円

のうさん物直売屋 平成 21 年度：35,000 千円

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○農産物直売農家指定事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 生産者と消費者の顔の見える関係づくりを進めるために、直売農家の方々の登録制度を行うとともに、共通した看板の設置や、全町一覧のマップ等を作成して、PRを実施します。 	<p>指定農家の拡大</p> <p>のうさん物直売屋のPR・効果検証</p>				
○とちぎの元気な森づくり県民税関連事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎの元気な森づくり県民税」を財源として、平成20年度から実施している事業です。 ボランティアの方々と一緒になって、右記の体験事業等を実施します。 	<p>間伐材等の有効利用促進事業</p> <p>みんなの森づくり支援事業</p> <p>木の良さ普及啓発や木の利用促進事業</p> <p>将来まで守り育てる里山林整備事業</p> <p>公共施設等の木造、木質化事業</p>				
○農地・水・環境保全向上対策事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 農地や農業用水等の資源及び環境の保全と、質的な向上を図る「地域ぐるみの共同活動」に取り組む10集落と、化学肥料や農薬の使用を5割以上低減する等環境の保全を重視した農業生産活動を、一定のまとまりを持って実施する「農業者ぐるみの先進的な営農活動」に取り組む2集落に対して、その計画・活動に係る指導助言並びに交付金を交付し、支援します。 県支出金は、平成23年度で終了となりますが、終了後も、継続的に「共同活動」を実施いただくよう、行政として支援していきます。 	<p>事業継続（共同活動）</p> <p>事業継続（営農活動）</p>				
○元気あっぷむら整備事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を実施します。 	<p>事業継続（計画的な維持管理）</p>				

政策 4-2 新たな産業の創出

施策 4-2-1 町内産業の活性化

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
町内経済の活性化	-31.2%	36位/全36項目中	67.1%	11位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
法人町民税納税義務者数	平成 21 年度 533 者	平成 27 年度 583 者

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

○政府の景気対策等により、景気は回復の基調にあるとはいえ、円高の影響など、中小企業にとっては依然として受注の減少などが続き、経済の悪化から抜け出せない状況となっています。しかし、経済を支えているのは小規模の企業であり、これら企業の育成と繁栄を無くして、経済は持続できません。

経営者の認識や努力も必要ですが、行政としても、関係機関と連携して、小規模や零細企業の現状を、光輝く中小企業へと転換させるべく取り組んでいかねばならないと認識しています。その理念を具現化すべく、後期計画においては、「中小企業振興基本条例」の制定について、関係機関と協議しながら検討を進めます。

○また、継続して、商工会機能の充実による中小企業の経営安定化、経済懇話会のネットワークを利用した、消費者と農・工・商業者の連携による活性化事業の促進を図ります。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○町内企業活性化事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 町内企業の元気を取り戻すための具体的な方策を、関係機関と十分に協議して検討します。 町内企業の事業や経営内容を広く町民の皆さんに知ってもらうために、企業から提供された情報を行政がとりまとめ、情報を発信します。 					

施策 4-2-2 優良企業の立地促進

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
町内経済の活性化	-31.2%	36位/全36項目中	67.1%	11位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
企業立地助成制度の創設	平成21年度 未創設	平成23年度 創設
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○平成22年10月に、キリンビール栃木工場の31年の歴史が幕を閉じました。税収、雇用、跡地の利活用など、取り組むべき課題は山積していますが、当該施策においては、企業誘致を含めた跡地の利活用の問題について、緊急性の高いものとして優先的に取り組みます。</p> <p>県当局との連携のもと、キリンビールに対して積極的に働きかけを行うとともに、町としての役割を、積極的に担っていきます。</p> <p>○企業誘致については、現在、国内における企業の工場再編などが進んでいる状況から、立地企業への優遇制度を創設し、積極的に誘致を図っていきます。</p> <p>○また、人口推計が示すとおり、本町においても今後は、人口が減少していくという結果となっています。</p> <p>当該施策においては、企業に対してできることとして、誘致活動のほか、本町に移転して来る企業へアプローチし、町の魅力をPRすることで、社員の転入につなげる策などを検討していきます。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○企業誘致活動事業						
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 県や民間と情報を密にして、誘致企業へのアプローチを図ります。 立地企業への優遇制度を創設し、積極的に誘致を図っていきます。 本町に移転して来る企業へアプローチし、町の魅力をPRすることで、社員の転入につなげる取組みを進めます。 					

政策 4-3 魅力と元気のある商業振興

施策 4-3-1 町内商業の活性化

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
町の魅力 PR	-14.7%	34 位 / 全 36 項目中	41.0%	26 位 / 全 36 項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
ちよっ蔵広場の利用者数	平成 21 年度 13,755 人	平成 27 年度 20,000 人
フィルムコミッション団体の設立 支援	平成 21 年度 未設立	平成 24 年度 設立

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

○平成 20 年 4 月、念願の宝積寺駅東口、ちよっ蔵広場がオープンしました。
前期計画においては、これらの施設整備と並行して、これからの中心市街地活性化に必要な人材育成、組織づくりとして、TMO（各種事業を推進していくためのまちづくりマネジメント組織のこと）設立への支援を行い、TMO 高根沢によるちよっ蔵広場の管理運営が、平成 21 年度から開始されたところです。

○後期計画において、施策展開のターゲットは引き続き中心市街地とし、TMO を核として、ちよっ蔵広場において、農産物等の朝市、地元商店街主催のイベント、観光協会による各種行事などを開催し、地域の皆さんを巻き込んだ活性化事業を展開します。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
取組概要						
○商工会活動支援事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 町内商工業者の経営基盤の安定や後継者育成指導等、商工会指導員の活動を強化するための支援を行います。 消費者にとって魅力のある商店街づくりや、商工会が行う各事業等を支援します。 	 事業継続（商工会の活動支援）				
○観光振興事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した観光資源の PR や異業種との連携・地域間交流を推進するなど、観光協会が行う事業を支援します。 多くの町民の皆さんが集い、親しめる祭りを開催するため、交付金を交付します。 	 事業継続（観光協会の活動支援）				

施策 4-3-2 安全な消費生活

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
※該当項目なし				


(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
消費生活相談員の設置	平成 21 年度 未設置	平成 24 年度 設置

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 消費者が安心・安全で、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、平成 21 年 9 月に、消費者庁が設置されました。
本町においても、多重債務、悪質商法など、消費生活相談業務の多様化・複雑化が進む中、消費生活における町民の皆さんの安全・安心を確保していくことが急務となっています。
- 本町では、寄せられる相談に応じて、県消費生活センターや弁護士等の専門家を紹介する等の対応をとっている状況ですが、今後は、町民の皆さんに最も近い自治体として、町に相談窓口を設置し、対応できる体制を整備していくことが必要と認識しています。
- ただし、相談に適切に対応していくためには、法改正の動きや事例の研究など、専門的知識を習得することが必須であるため、当面は相談窓口の設置に向け、県の講座や研修会を活用し、相談員の確保を進めます。
- また、設置にあたっては、県消費生活センターとの役割分担や、他市町との共同設置など、関係機関と連携し、十分に議論しながら検討を進めます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	取組概要					
○消費者行政推進事業						
	・被害防止のため、意識啓発活動を実施する消費者団体を支援します。					
		事業継続 ・啓発活動の推進 ・相談窓口の検討、設置				

5 教育・文化分野

政策 5-1 学校教育・教育環境の充実

施策 5-1-1 確かな学力の育成

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
基礎学力の向上	-6.0%	24位/全36項目中	72.3%	8位/全36項目中

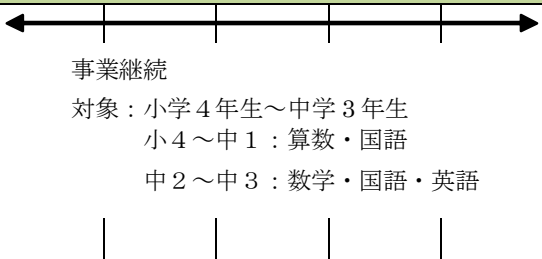

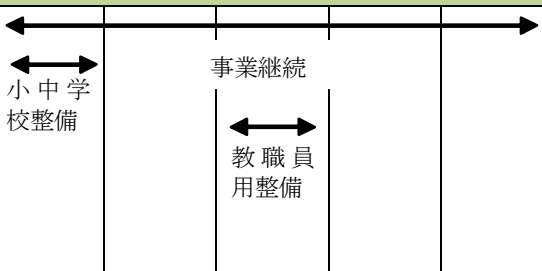
(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(基礎的な知識の定着)		
指標	基準値	目標値
学習内容定着度調査の全国平均点との比較（小4）	小学4年時の全国平均点との比較値	中学3年時（平成27年度）の全国平均点との比較値 +2.5点
学習内容定着度調査の全国平均点との比較（小5）	小学5年時の全国平均点との比較値	中学3年時（平成26年度）の全国平均点との比較値 +2.0点
学習内容定着度調査の全国平均点との比較（小6）	小学6年時の全国平均点との比較値	中学3年時（平成25年度）の全国平均点との比較値 +1.5点
学習内容定着度調査の全国平均点との比較（中1）	中学1年時の全国平均点との比較値	中学3年時（平成24年度）の全国平均点との比較値 +1.0点
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○過去5年間の学習内容定着度調査の結果が蓄積されたことにより、学年ごとの課題や成果を追跡することが可能になり、その結果を分析し学習指導に還元してきた結果、ばらつきはあるものの、定着度は年々高くなってきています。この5年間の蓄積をさらに活かし、各学年・学校や個人の課題を明らかにし、学校と具体的な指導方法を協議し児童生徒に活かすことにより、さらに児童生徒への定着度を高めていきます。</p> <p>○本町の特徴として定着してきている外国語活動を今後も継続し、充実した活動ができるよう外国語指導助手（ALT）の派遣を継続するとともに、ALTの活用方法についても再検討しながら外国語活動のさらなる充実を図ります。</p> <p>○インターネットやデジタル機材を用いたパソコンを活用し各種授業を実施していくには、現在のパソコンでは支障をきたすため、順次パソコンを整備し、情報教育の充実に努めます。</p> <p>○平成23年度から上高根沢小学校で、少人数の学級で個に応じた指導や体験活動を通して、生きる力を育むために小規模特認校制度を始めます。その活動の特色として、①外国語（英語）活動の充実、②人とのふれあいを通じた体験交流活動、③体力づくりと食育の充実など魅力ある学校づくりを進めます。</p>		

<指標に関する特記事項>

○指標は、基準値を平成 23 年度の全国平均、目標値を中学 3 年時に設定していますが、毎年の比較が可能です。同一母体を小学校 4 年時から順を追って比較することができるため、毎年学年平均 0.5 点プラスになるように目標を設定しています。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(基礎的な知識の定着)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○学習内容定着度調査事業						
	・児童生徒一人ひとりにあった「確かな学力」を身につけさせるために、継続的に学習内容の定着度を調査し、その結果を基に、現状の把握・学習指導方法の研究を行います。					
○ALT事業						
	・小中学校に、民間派遣業者による「ALT (外国語指導助手)」を配置して、英語教育・国際理解教育の充実を図ります。					
○小中学校パソコン整備事業						
	・小中学校の老朽化したパソコンを整備 (更新) して、情報教育の充実を図ります。					

施策 5-1-2 豊かな心の育成





(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
情緒豊かな児童生徒の育成	-10.7%	32位/全36項目中	77.0%	3位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(読書活動、道徳教育の推進)		
指標	基準値	目標値
1か月に読む本の平均冊数	平成21年度 5.6冊	平成27年度 7.0冊
学校で1日10回以上「ありがとう」と言った、言われた児童生徒の割合	平成21年度 —	平成27年度 90.0%
自分と違う意見を尊重している児童生徒の割合	平成21年度 74.1%	平成27年度 80.0%
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○児童生徒が、学校生活や様々な体験学習を通じて「感謝の気持ちを持つこと」、「相手の気持ちを思いやる気持ちを持つこと」など、学校教育における情操教育を充実できるような施策展開をしていきます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○「毎日10分以上の読書」を平成19年度から実施しており、継続した読書活動を推進しています。指標は国語力（読解力）を高めるため、1ヶ月に読む本の平均冊数を基準値5.6冊から7冊に目標を設定しています。</p> <p>○学校生活において、相手に対する「感謝の気持ちを持つこと」や「相手の気持ちを思いやる気持ちを持つこと」など情操教育の充実を図るために、友達にまた友達から1日10回以上「ありがとう」という言葉をかけること、さらに友達が自分と違う意見であっても否定するのではなく尊重する気持ちをもてるような指導を行っていきます。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(読書活動、道徳教育の推進)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○読書活動推進事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・「毎日10分以上の読書」を児童生徒が学校や家庭において、継続して実施します。 ・児童生徒に本と触れ合う機会を増やすよう、学校・図書館・家庭等から促していきます。 	 <p>事業継続（「毎日10分以上の読書」の推進）</p>				
○マイチャレンジ事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生が、町内の職場で短期間の職場体験を実施します。 ・職場体験の振り返りを実施し、将来の職業についての意識を高めます。 	 <p>事業継続（意識の高揚）</p>				
○体験農場事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で水稻や畑作などの農業体験を実施し、作物を育てる苦労や楽しさ、収穫の喜びや食の大切さを教えます。 ・体験用の農地（水田・畑）を借りて、田植えから収穫までの期間、所有者に管理及び作業を委託します。 ・収穫した作物は、授業や学校行事に活用します。 	 <p>事業継続 （食の大切さ、地産地消の理解の促進）</p>				
○夢の教室開催事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校5年生に対し、スポーツ界のトップアスリートを講師に招いて、夢や目標のためにがんばる力を育むための授業を実施します。 ・財団法人日本サッカー協会（JFA）が2007年にスタートさせたもので、トップアスリートが「夢先生」として、自分の体験をもとに、講義と実技を通じて、子ども達に夢を伝えます。 	 <p>事業継続 （夢をもつことの大切さ、仲間と協力することの大切さの授業（講義と実技）の実施）</p>				

施策 5-1-3 特別支援教育・不登校対策の充実




(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
※該当項目なし				

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(支援体制の整備、不登校対策の充実)		
指標	基準値	目標値
配慮を要する児童生徒への支援率	平成 21 年度 64.5%	平成 27 年度 87.5%
ひきこもりがちな児童生徒に対する支援割合	平成 21 年度 61.5%	平成 27 年度 80.0%
<p><前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○本町の不登校児童生徒数は、他市町が増加傾向にある中、平成 18 年度を境に減少傾向にあります。フリースペース「ひよこの家」は不登校児童生徒への支援や、SC による相談の充実、SSW によるひきこもりがちな児童生徒へのアプローチが大きな成果となっています。しかし、家庭の問題が多様化し児童生徒にまで影響を及ぼす事案が急増していること、発達障害をもつ児童生徒が年々増加していることから、問題行動や特別な支援を必要とする児童生徒は増加すると考えられます。</p> <p>○このようなことから、前期 5 カ年で培った支援方法をさらに充実させ、様々な子どもたちの状況に応じた支援体制を整備できるよう施策展開をしていきます。</p> <p>※SC：スクールカウンセラー。主に小中学校において、児童生徒及び保護者・教職員に対する心理相談を行う心理の専門家のことをいいます。</p> <p>SSW：スクールソーシャルワーカー。教育機関において、学校だけでは解決が難しい問題に対し、直接の訪問や外部専門機関とのコーディネーションを行うなど福祉援助業務を行う福祉の専門家のことをいいます。</p> <p>児童・生徒、教職員、保護者へ関わる点は、共通していますが、スクールカウンセラーが、児童・生徒、教職員、保護者等の「個人」の悩みや不安に対して相談助言を行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは、それらの個人の悩みや不安を解消するため、周りの環境を調整しながら、発生した問題に対応することが異なる点です。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○配慮を要する児童生徒は、発達障害や学習困難児童等を含み、毎年 8 月に各学校に向け調査を実施し、配慮を要する児童生徒を把握し、個に応じた支援を行います。</p> <p>○指標は、配慮を要する児童生徒数に対し、非常勤講師等が支援する割合を 87.5%に目標を掲げています。</p> <p>50 日以上欠席・ひきこもりがちな児童生徒数に対し、SSW や SC が関わった児童生徒に対する支援率を 80%に目標を掲げ、特別支援教育の充実を図ります。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(支援体制の整備、不登校対策の充実)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○チームティーチング事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとりを生かす学習指導を実施して基礎学力を向上させるため、また配慮を要する児童生徒に対する特別支援教育を充実させるため、非常勤講師を学校の実情に応じて配置します。 					
		事業継続 ・基礎学力の向上 ・特別支援教育の充実				
○不登校児童生徒対策事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 心や環境など様々な課題を抱え学校に行くことができない子どもたちに対し、田園に囲まれた民家を借り上げた「フリースペースひよこの家」で「居場所・交流・教育の場」を提供し、自然や人との関わりの中で「生きる力」を育みます。 					
		事業継続 ・「フリースペースひよこの家」の運営				
○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、支援が必要な児童生徒との相談や、学校等との連絡調整を行います。 					
		事業継続 ・相談、助言の実施 ・関係機関との連絡調整				

施策 5-1-4 健康な体づくりの推進



(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
食育の推進	20.9%	5位/全36項目中	40.2%	29位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(基礎体力(持久力)の向上、自己管理意識の高揚)		
指標	基準値	目標値
全国体力・運動能力調査における全国平均値との比較	—	平成27年度 +1.0点
朝食をきちんと食べる児童生徒の割合	平成21年度 96.0%	平成27年度 100.0%
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○意識調査結果を踏まえ、住民の皆さんのニーズは高いものと認識しており、前期5カ年計画をベースに児童生徒一人ひとりが、健康な体を維持していくための施策展開を実施していきます。全国体力・運動能力調査は22年度までは希望校のみの実施でしたが、今後は、全学校が実施し、当町児童生徒の実態を把握し、基礎体力を養うための体力づくりのための施策を行います。</p> <p>○健康に対する感謝の心の醸成や自己管理意識の向上ができるよう給食をとおした食育指導を展開していきます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○全国体力・運動能力調査における全国平均値と各学校の値を比較して、児童生徒の体力・運動能力の向上及び健康増進に努めます。 指標は、テスト8種目を得点化した体力合計点の全国平均と町を比較し全国平均より年間+0.2点ずつ増加することを目標に掲げています。</p> <p>○健康維持は、朝食をきちんと食べることが日常生活や学校生活においてとても大切であることを児童生徒及び保護者に理解してもらえるよう努めていきます。指標は、学習内容定着度調査から各学年(小4～中3)が朝食をきちんと食べてくるよう100%を目標に掲げています。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(基礎体力(持久力)の向上、自己管理意識の高揚)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○学校給食町内産利用拡大事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 給食メニューに地場農産物の活用を促進します。 「地産地消メニューの日」の継続実施 食文化の伝承（郷土料理・行事食） 食育活動を推進します。 献立表に町内農産物の表示と生産者の紹介 食の指導 給食メニューをホームページに掲載 					
		事業継続 ・地場農産物の活用促進 ・食育活動の推進				
○上高根沢小学校校庭芝生化事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 上高根沢小学校は平成23年度から「小規模特認校制度」を開始しますが、体力づくり、環境教育の一環から、校庭のトラック内側(2,200㎡)を、2年計画で芝生化します。 校庭を芝生化することで、子どもたちが怪我を恐れず、思いきり運動や外遊びをすることができるため、子どもたちの体力向上を図ることができ、また、校庭の芝生を大切にするといった、心の育成にもつながります。 					
		事業完了				

施策 5-1-5 学校安全指導の充実

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
※該当項目なし				

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(交通安全・防犯意識の高揚)		
指標	基準値	目標値
登下校時の児童生徒防犯ブザー所有率	平成 21 年度 66.0%	平成 27 年度 100.0%
児童生徒の交通事故件数	平成 21 年度 16 件	毎年度 0 件
<p><前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○学校・児童生徒・保護者それぞれの立場で、登下校等における交通安全や防犯に対する意識を向上することが必要であり、「なぜ危険な目にあうのか」、「どうしたら予防できるのか」を認識していただくことが重要であることから、学校においては交通安全教室や防犯訓練等の授業における指導を充実し、家庭においては家族で交通安全について話し合う機会を設けるなど、安全について再認識するための施策展開をしていきます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○児童生徒が登下校時の安全を確保するため、防犯ブザーを小中学生全員に所持して対応してもらうことを目標に指導をしていきます。 また児童生徒の交通事故ゼロを目標に安全指導を徹底して行います。特に中学生においては、自転車の正しい乗り方の指導も実施しながら事故件数ゼロをめざします。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(交通安全・防犯意識の高揚)						
事務事業名						
	取組概要	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
○児童安全通学対策事業						
	・自宅から小学校までの登校距離が 2 km 以上となる児童に対し、スクールバス・タクシーを運行委託します。	← 事業継続 →				

政策 5-2 生涯学習環境の充実

施策 5-2-1 青少年健全育成に向けた側面的支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
社会教育・生涯学習環境の充実	3.7%	17位/全36項目中	53.3%	18位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(体験・交流活動の機会充実、リーダー育成環境の充実)		
指標	基準値	目標値
青少年健全育成を目的とした団体への自立支援（支援団体数）	平成21年度 20団体	平成27年度 20団体
若者の地域貢献活動の場の提供数	平成21年度 17件	平成27年度 20件
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○青少年が、様々な体験や人との交流を通じて「生きる力」を育む環境づくりを推進します。そのため行政がすべきことは、直営で事業を実施することではなく、様々な活動を展開している担い手の皆さんを「育成」・「支援」することであり、そして、それらの活動と町民の皆さんのニーズを「コーディネート」することであるとの認識のもとに、前期5カ年計画から継続して、側面的支援を行います。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○「青少年健全育成を目的とした団体への自立支援」は、現在活動している20団体を、団体の自立に向け、継続して支援するという意味合いで設定しました。</p> <p>○「若者の地域貢献活動の場の提供数」は、ジュニアリーダースクラブや成人式実行委員会等、若者の活躍が期待できる「ステージ=場」のことを指します。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(体験・交流活動の機会充実、リーダー育成環境の充実)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○青少年対象・体験活動支援事業						
	・自然体験や物づくり体験、科学体験、森林環境学習の講座や教室の開催を支援します。	←—————→ 事業継続（活動支援）				
○成人式典事業						
	・新成人を対象とした、公募による実行委員会を組織し、新成人者の手による成人式を開催します。	←—————→ 事業継続（活動支援）				

施策 5-2-2 学びの場の提供と担い手への側面的支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
社会教育・生涯学習環境の充実	3.7%	17位/全36項目中	53.3%	18位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(成人を対象とした学習機会充実、家庭教育学習支援、読書活動推進、ボランティア活動推進)			
指標	基準値	目標値	
町主体で開催している教室・講座の数	平成21年度 10講座	平成27年度 15講座	
図書館の利用者数	平成21年度 100,183人	平成27年度 109,400人	
図書館の年間貸出冊数	平成21年度 409,579冊	平成27年度 488,800冊	
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○後期計画においては、前期5カ年計画から継続して、各ライフステージに応じた学びの場の提供や、担い手への側面的支援を推進していきますが、同時に、町が主催する講座・教室等の学習プログラムを再構築します。</p> <p>また、関係機関・団体等が実施している既存の講座・教室等について、実施場所や形態に関する情報を収集・整理したうえで、学習分野別の現状を検証し、実施主体のあり方（行政が主導、民間等が主導、協働）を精査していきます。</p> <p>○読書活動については、特に子どもをターゲットに、読書に親しむ機会を充実させ、読書の大切さについて普及、啓発を行います。</p>			
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○図書館の利用者数、年間貸出冊数は、過去の増加率の平均値をもとに目標を設定しました。</p>			

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(成人を対象とした学習機会充実、家庭教育学習支援、読書活動推進、ボランティア活動推進)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○体験・交流活動事業						
	・年齢層に応じた講座や、現代社会における課題に対応した学習の場を提供します。					
○図書館指定管理委託事業						
	・指定管理者に、図書館の管理運営を委託します。民間のノウハウを活用することで、今まで以上の利用者へのサービスの向上と、運営の効率化を図ります。					

施策 5-2-3 文化・芸術活動への支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
地域文化の活性化	8.0%	12位/全36項目中	35.9%	31位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(文化・芸術活動支援、文化財保存・整備充実)		
指標	基準値	目標値
歴史民俗資料館企画展開催数	平成21年度 8回	平成27年度 10回
町指定文化財数	平成21年度 38箇所	平成27年度 41箇所
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○地域の文化の継承と新たな文化の創造を目指し、自主的に活動する文化・芸術団体や個人に対する支援をします。</p> <p>○町内に存在する指定文化財のマップを作成するとともに、積極的な活用に努め、歴史民俗資料館の企画展開催などの情報発信に努めます。また、文化財の保存のための調査・研究を行うとともに、文化財保護や顕彰のための様々な活動に対する支援をします。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○「歴史民俗資料館企画展開催数」は、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした展示会を増やすことを目標としました。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(文化・芸術活動支援、文化財保存・整備充実)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○町民ホール事業						
	・町民ホールを利活用し、参加型、鑑賞型等さまざまな住民参画による文化・芸術イベントを開催します。	← 事業継続（文化・芸術イベントの開催） →				
○文化・芸術活動支援事業						
	・町民の皆さん自らが行う展覧会、展示会や、文化協会による発表会を支援します。 ・歴史民俗資料館を利用し、町民が身近に文化・芸術に親しむことができる企画展を開催します。	← 事業継続 ・展覧会、展示会、発表会等への支援 ・歴史民俗資料館を活用した企画展の開催 →				
○文化財保存事業						
	・町文化財の維持管理や保存伝承のために、補助金を交付します。 ・町が指定した文化財に、標識を設置します。	← 事業継続（文化財の維持管理等） →				

施策 5-2-4 生涯スポーツ推進に向けた環境整備と担い手への側面的支援

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
生涯スポーツの推進	9.9%	9位/全36項目中	34.7%	33位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

（総合型地域スポーツクラブ育成支援、ニュースポーツ普及、既存イベント・教室の充実・見直し）		
指標	基準値	目標値
総合型地域スポーツクラブの会員数	平成21年度 328人	平成27年度 450人
成人週1回スポーツ実施率	—	平成27年度 50.0%
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○生涯スポーツは、心身の健康づくりにもつながることも踏まえて、競技スポーツ、軽スポーツ、ニュースポーツなど、その目的や特性を考慮し、適切な広報啓発を行うとともに、各種団体等と協力しながら、機会・場・情報の提供を推進します。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○スポーツ実施率は、平成18年度に策定した「元気になるちょっくらスポーツ計画」の目標値です。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

（総合型地域スポーツクラブ育成支援、ニュースポーツ普及、既存イベント・教室の充実・見直し）						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○総合型地域スポーツクラブ育成支援事業						
	・総合型地域スポーツクラブを、継続的に支援します。	← 事業継続（活動支援） →				
○スポーツ指導者育成支援事業						
	・スポーツ関係団体との連携のもと、町体育連盟やスポーツ少年団等、競技型スポーツ指導者の育成支援を行います。	← 事業継続（育成支援） →				
○既存イベントの見直し事業						
	・町民体育祭・ハーフマラソン等、今まで実施してきたスポーツイベントの見直しを実施します。	← 見直し検討、方向性が決定したのから随時対応実施 →				

施策 5-2-5 計画的な社会教育施設の維持

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
社会教育・生涯学習環境の充実	3.7%	17位/全36項目中	53.3%	18位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

（施設予約システムの利用促進、施設整備）		
指標	基準値	目標値
施設予約システムの年間アクセス件数	平成21年度 25,000件	平成27年度 30,000件
社会教育施設の維持改修箇所数	—	平成27年度 9箇所
<p><前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○社会教育施設について、利用者の意見を反映させるとともに、各施設の機能を十分に活かしながら、利用促進に努めます。また、将来的な行政需要に対する今後の施設のあり方や、今後の財政予測との見合いといった全庁的な議論や調整を行いながら、計画的に施設の維持改修を進めます。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○施設予約システムのアクセス件数は、利用件数が近年増加傾向にあります。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

（施設予約システムの利用促進、施設整備）						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○施設予約システムの利用促進事業						
	・ホームページ、広報たかねざわや、パンフレット等各種広報活動を通して、システムの利用方法を周知します。	←—————→ 事業継続（利用促進）				
○社会教育施設整備事業						
	・計画的に、施設の維持改修を進めます。	<p>トレーニングセンター 町民ホール 改善センター・弓道場 トレーニングセンター・仁井田体育館 タウンセンター・石末運動場 図書館中央館</p> <p>※緊急を要する施設の修繕・改修</p>				

6 地域コミュニティ分野

政策 6-1 住民と行政の協働の推進

施策 6-1-1 町民が活動しやすい環境整備

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
町民主役のまちづくり	5.8%	15位/全36項目中	50.7%	20位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
(仮称) 志民活動サポートセンターの設置	平成 21 年度 未設置	平成 25 年度 設置

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

○前期 5 年計画で、H20 年に「高根沢町まちづくり基本条例」、H22 に「高根沢町まちづくり協働推進計画」が制定され、本町が目指すべき自治の姿を具現化していくための道しるべが示されました。

よって後期計画では、具体的な取組みの一つとして、住民活動団体、NPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている方々や、これから活動しようと考えている方々のための拠点となる施設を整備し、より多くの町民の皆さんがまちづくりに参画できる環境を整備します。

<指標に関する特記事項>

○関係部署や団体と連携し、十分に協議しながら施設のあり方（全体像）を詰めていきますので、現時点においては、「(仮称) 志民活動サポートセンター」としてしています。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○「(仮称) 志民活動サポートセンター」設置促進事業						
	・様々な分野の住民活動団体や NPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点となる施設で、情報収集・提供、活動の場の開拓、指導者の確保、調整や相談など、幅広い活動を行います。	← 検討、設置		← 稼働、検証		

政策 6-2 男女共同参画の促進

施策 6-2-1 男女共同参画への意識醸成

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
男女共同参画の推進	9.5%	11位/全36項目中	19.6%	35位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(広報活動による意識啓発)		
指標	基準値	目標値
「男女共同参画社会」という用語の認知度	—	平成 27 年度 90.0%
未就学児をもつ男性が週 1 回家事をする割合	—	平成 27 年度 90.0%
<p><前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○男女共同参画推進については、課題点・問題点を掘り下げていけば「人権」を考えることに行き着くものと考えます。 非常に広範で奥深く、互いの優位性を尊重する意識醸成の必要性は理解できるものの、目に見える成果が期待できる取り組みがないのが現状です。 そのような状況下において、町単独での施策展開のほか、県や関係機関主催のセミナーの情報提供や、同セミナーへの参加を促すなど、試行錯誤の中で啓発を進めていきます。 ○町単独での施策展開としては、子育てをしている保護者をターゲットとして、啓発活動を行います。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○指標の数値は、こどもみらい課と連携し、町内の保育園等の保護者を対象に、毎年 1 回、アンケートを実施して測定します。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(広報活動による意識啓発)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○啓発活動事業						
	・男女共同参画を推進する啓発活動を継続的に実施します。	←				→
			事業継続（啓発活動）			

政策 6-3 行政情報の共有

施策 6-3-1 町民ニーズを基準とした情報共有の推進

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
行政情報の発信	7.8%	13位/全36項目中	48.4%	22位/全36項目中
町民の声の受信	-11.5%	33位/全36項目中	65.4%	12位/全36項目中
情報の蓄積と共有化	-6.2%	26位/全36項目中	47.1%	24位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
広報たかねざわ「特集記事」の年間掲載回数	平成21年度 4回	平成27年度 4回
町ホームページへの総アクセス件数	平成21年度 107,503件	平成27年度 146,942件
町ホームページ「広報物」サイトへのアクセス件数	平成21年度 4,847件	平成27年度 6,625件
町ホームページ「Q&A」サイトへのアクセス件数	平成21年度 2,123件	平成27年度 2,901件
町ホームページ「統計」サイトへのアクセス件数	平成21年度 2,468件	平成27年度 3,373件
個人情報の漏えい件数	平成21年度 1件	毎年度 0件

<前期5カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 町民の皆さんと行政の「行政情報の共有化」に向け、分かりやすい情報提供や提供量の増大に向け取り組んできました。広報活動の中心に位置づけられる「広報たかねざわ」や「町政だより」は、質を低下させることなく、内容の充実に取り組んでいることが、満足度調査の評価維持につながっています。また、電子媒体においては、情報の迅速性、タイムリーな情報提供、見やすい画面構成等に注意しながら行政情報の発信を行っており、アクセス件数の増加につながっています。
- 後期計画においては、近年の目まぐるしい情報化の進展や、多様化、複雑化する町民の皆さんからの要望を見極めながら、データベース化を推進することにより、より一層情報を共有化し、皆さんが満足できる双方向性コミュニケーションの実現を目指します。
- 同時に、公聴活動の新たな展開、情報アクセスの容易性についても、課題として取り組んでいきます。
- 町民の皆さんが、行政に対して意見やアイデアを出しやすい環境の整備に向け、見やすくアクセスしやすい行政情報のデータベース等、新しい事業に取り組む必要があります。そのため、電子情報の取り扱い等、専門技術に精通する職員を養成することも課題です。

<指標に関する特記事項>

○アクセス件数は、データベース化の効果を測定するために、「広報物」・「Q&A」・「統計情報」それぞれに、指標を設けました。

アクセス件数の推移をみながら、双方向コミュニケーションを図るためのツールとして効果的に機能しているかどうかを検証し、次の事業展開へとつなげていきます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○町政だより発刊事業						
	・毎月1回、広報紙「町政だより」を発行します。町内で開催されるイベントや行事等の案内、ごみ収集日や休日当番医など、町民の方々の身近な生活情報を提供します。	← 事業継続 →				
○広報たかねざわ発刊事業						
	・毎月1回、広報紙「広報たかねざわ」発行します。町の施策や制度を町民の方々にお知らせするとともに、町内で開催されたイベントや行事、地域の話題等の情報を提供します。	← 事業継続 →				
○あなたが主役のまちづくり懇談会事業						
	・町民の方々からの申し込みにより、まちづくりに対するご提案やご意見等をお伺いします。職員と合意形成を図りながら、町政に反映させる仕組みを目的にした懇談会という位置づけです。	← 事業継続 → ← 新たな公聴手法の検討・実施 →				
○情報セキュリティ運営事業						
	・町の保有する情報の漏えいを防ぐとともに、ウィルス等様々な脅威から守るために、職員の意識の向上と内部監査制度を充実させることにより、セキュリティ面を強化します。	← 事業継続 →				
○行政情報データベース構築事業						
	・町民の皆さんからの問い合わせなどに迅速に対応するため、行政情報のデータベース化を推進します。	← 事業継続 → ← 専門技術に精通する職員の養成 →				